

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
1	募集要項	1	第2	1	(4)	脚注1	コミュニティ施設と公民館機能の法的位置付け	募集要項の脚注では、複合交流施設は安芸市立公民館の設置、管理及び職員並びに公民館運営審議会の設置等に関する条例に規定する公民館としてではなく、コミュニティ施設として位置付けるとされています。一方、要求水準書では、公民館長を配置し、社会教育法及び同条例の趣旨に反しない公民館業務を実施することとされています。新施設自体は社会教育法上及び同条例上の公民館には該当せず、公民館機能として区分された業務のみについて同法及び同条例の趣旨に沿った運営を求めるものと理解してよろしいでしょうか。 また、公民館業務に該当する諸室、事業及び利用の判定基準並びに判定主体をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 また、後段に関し、公民館業務に該当する諸室、事業及び利用については、各諸室を一律に公民館業務又はそれ以外の用途に区分することは想定していません。また、公民館業務に該当する事業及び利用の判定については、現施設において従来実施されてきた公民館事業の実績に加え、社会教育法、安芸市立公民館の設置、管理及び職員並びに公民館運営審議会の設置等に関する条例並びに令和5年12月14日付け事務連絡「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）」等の関係法令・通知を踏まえ、公民館の目的が達成され得る十分な状態が維持されるよう、複合交流施設の運営を担う事業者において判断することを想定しています。 なお、事業開始後の具体的な運用基準については、市と事業者が協議のうえ決定する予定です。
2	募集要項	3	第2	1	(7)	ア	敷地の概要	事業用地について、L2津波浸水6.5m及び液状化リスクが示されていますが、募集要項及び要求水準書に示されていない追加的な地盤対策、液状化対策、浸水対策が必要となった場合、市が追加費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）において、事業者に対しては「津波浸水及び液状化の影響を考慮し、災害時における人命の安全確保及び必要な機能維持が図られるように、合理的な対策を講じること」を求めています。ご質問にある「募集要項及び要求水準書に示されていない追加的な地盤対策、液状化対策、浸水対策」が具体的に何を指すのかは定かではありませんが、事業者が提案する施設計画及び設計内容に応じて必要となる地盤対策、液状化対策又は浸水対策については、原則として事業者の提案範囲に含まれます。 なお、追加費用の負担については、事業契約書（案）の規定に従って、その発生要因に応じて個別に判断します。
3	募集要項	3	第2	1	(7)	ア	敷地の概要	隣接取得予定地について「令和10年度以降に取得予定」と記載されていますが、取得時期によって工程に影響がでるので、具体的な取得時期をご教示ください。	現時点では、令和10年度秋頃に土地売買契約を締結し、当該地内の建物解体完了後、令和11年度6月頃までに引渡しを受けることを想定しています。なお、これらの時期については、今後の地権者との協議や契約手続の状況等により変更となる可能性があります。
4	募集要項	3	第2	1	(7)	ア	敷地の概要	津波対策、液状化対策、地盤改良等について、事業者が負担すべき範囲と、市が追加負担又は協議対象とする範囲を具体的にお示しください。 特に、事業契約書（案）第19条及び第25条にいう「募集要項等から合理的に推測し得ない」事象に該当する範囲について、液状化、地盤改良、津波浸水対策、地中障害物等との関係を含めてご教示ください。	前段については、No.2への回答を参照してください。 後段について、事業契約書（案）第19条及び第25条にいう「募集要項等から合理的に推測し得ない」事象に該当するかどうかについては、個別具体の事象ごとに判断するものであり、津波浸水対策、液状化対策、地盤改良、地中障害物等の項目ごとに一律の基準を示すことはできません。
5	募集要項	5	第2	1	(7)	ウ-（ア）	市民会館	現在の受付時間及び予約の受付期間（予約開始日～終了日：例）一年前から3日前まで予約可能）を教えてください。	予約は一年前から予約可能で、最短で一週間前から予約が可能です。
6	募集要項	5	第2	1	(7)	ウ-（ウ）	女性の家	現在の受付時間及び予約の受付期間（予約開始日～終了日：例）一年前から3日前まで予約可能）を教えてください。	予約は一年前から予約可能で、最短で一週間前から予約が可能です。
7	募集要項	7	第2	1	(8)	イー（ア）及び（イ）	商業機能と自主事業	商業機能に『ショップ』との記載があり、自主事業には『物販』とあります。それぞれでどのように区分けをしているのでしょうか？	商業機能の「ショップ」は、固定的な商業機能スペースにおいて、専用内装や什器等を設置したうえで、常設又は継続的な営業を行う事業を想定しています。 一方、自主事業の「物販」は、複合交流施設内の任意の場所において、イベントや講座等と連携して実施する場合を含め、施設運営の一環として行う物品等の販売を想定しています。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
8	募集要項	7	第2	1	(8)	ア-(キ)及びイ	文化芸術事業等の業務区分	募集要項では運営業務を必須事業、商業機能及び自主事業を任意事業としています。一方、要求水準書では、運営業務に交流促進業務、文化ホール運営業務に文化芸術事業及び独自事業が位置付けられています。文化芸術事業、独自事業、交流促進業務及び自主事業について、必須業務又は任意業務の別、サービス対価Cに含まれる範囲、収入帰属、施設利用料金（減免含む）の取扱いをご教示ください。	「文化芸術事業」、「独自事業」及び「交流促進業務」はいずれも必須事業であり、サービス対価Cの対象となります。「自主事業」は事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による任意事業です。必須事業に係る利用料金は、要求水準書（案）第7-4-(2)の規定に従って市が設定するのに対し、任意事業に係る利用料金は事業者が自ら設定することが可能です。必須事業及び任意事業を通じて得られる利用料金収入は、いずれも事業者に帰属します。
9	募集要項	8	第2	1	(11)		事業期間	「複合交流施設の供用開始時期を遵守することを前提して、設計から開業準備までの各期間については、事業者からの総合的な提案を求めるものとする。」とのことですが、既存施設の解体開始時期に関しても事業者提案でよいという理解でよろしいでしょうか。なお、事業契約締結後の貴市との協議により、提案内容から変更となった場合は、変更によるコスト増は貴市のご負担としていただけますようお願いいたします。	ご理解のとおり、既存施設の解体時期についても、供用開始時期の遵守に支障が生じない範囲において、事業者提案の対象とします。なお、市としては、現時点において事業者提案とは異なる時期での解体を求めることは想定していません。一方で、事業者の都合により提案内容から解体時期を変更する場合には、当該変更に伴って生じる追加費用を市が負担することは想定していません。
10	募集要項	8	第2	1	(11)	開業準備	現図書館の休館・切替期間	新施設の開業準備期間は令和13年1月～3月とされていますが、現図書館の閉館日、新館開館日、資料移転・システム切替・配架・蔵書点検に使用できる期間、休館中の返却・予約・相互貸借等の取扱いが示されていません。想定スケジュールを示してください。	新館図書館の開館日は、複合交流施設の開館日と同日を想定しています。一方、資料移転、システム切替、配架及び蔵書点検に要する期間や、閉館中の返却、予約受付、相互貸借処理等の取扱いを含む開館準備期間中の運営方法、並びにそれに伴う現図書館の開館期間については、市民サービスへの影響を可能な限り低減できるよう配慮する観点から、開館前からの予約を行うかどうかも含め、事業者の提案を求めるものとします。なお、これらの具体的なスケジュール及び運用方法については、事業者の提案内容を踏まえ、市と協議のうえ決定することを想定しています。
11	募集要項	9	第2	1	(12)	ア-(イ)-オ	提案価格の上限	提案上限価格10,131,864,000円につきましては、7/15に開催された説明会にて昨今の物価上昇を見越した金額と説明がありましたが、公告時点での物価が基準と考えて宜しいでしょうか。又、これからのプラン作成⇒見積となる為、早くとも10月以降の物価での見積となります。中東情勢にて平常時の社会環境でなくなっている状況下で、事業への取組を判断するためにも、10月時点で中東情勢による物価・値上げを反映した上限価格を再度提示して頂けないでしょうか。	提案上限額は昨今の物価状況を踏まえて決定しています。上限額の再提示については行いませんが、公募手続開始後の物価変動については、事業契約の定めにより改定を行うこととします。これに関連し、事業契約書（案）の文言を修正します。
12	募集要項	9	第2	1	(12)	イ	利用料金収入等（利用料金の減免及び収入変動リスク）	利用料金は市が設定し、事業者の収入とされています。市主催・共催・後援事業、公民館業務、公益的利用等に伴う免除又は減額による利用料金収入の減少は、サービス対価Cに反映又は別途補填されるのでしょうか。また、市の判断による料金改定、減免制度の変更及び利用者数の変動に係るリスク分担をご教示ください。	募集要項 第2-1-(12)-ア-(イ)に記載のとおり、開業準備・維持管理・運営業務に要する費用に相当するサービス対価Cの算定に当たっては、事業者における利用料金収入を見込んでおらず、これを控除していません。したがって、市主催・共催・後援事業、公民館業務、公益的利用等に伴う利用料金の免除又は減額、利用料金の改定による利用料金収入の減少について、サービス対価Cへの反映又は別途補填を行うことは想定していません。これに関連し、募集要項 第2-1-(12)-エに示す「サービス対価の支払い方法のイメージ」の誤りを修正します。
13	募集要項	9	第2	1	(12)	オ	上限額	サービス対価Cの上限額目安について、算出根拠をご提示いただけますか？	複合交流施設が事業者から市に引渡された日から運営開始日までの間に事業者が実施する複合交流施設の開業準備に要する費用に相当する対価及び運営開始日から事業期間終了日までの間に維持管理・運営業務に要する費用に相当する対価を合計することにより算出しています。なお、利用料金収入は見込んでいません。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
14	募集要項	8	第2	1	(12)	(ア)	設計・工事監理・建設の対価	各年度毎の支払い額が20億円を超える場合も想定できます。どのような対応となりますでしょうか？	サービス対価Aの20億円は、施設整備期間中における各年度の支払額の上限ではなく、施設整備期間全体における支払額であり、各年度の支払額は、20億円に対して施設整備費相当額に占める各年度の出来形見込額の割合を乗じて算出した額となります。
15	募集要項	9				(イ)~イ	利用料金収入	「市が設定する施設の利用料金」とありますが、応募者が提案した利用料金よりも少ない金額に設定することはないとの理解でよろしいでしょうか？応募者が提案した利用料金を下回る設定の場合には提案した業務を実施できなくなる可能性が非常に高くなります。	利用料金については、今後制定する複合交流施設の設置条例に基づき市が設定するものであることから、必ずしも事業者の提案額がそのまま適用されるものではありません。ただし、利用料金の設定に当たっては、現施設の利用料金水準や事業者の提案内容等を踏まえて検討することを想定しており、市としては、合理的な理由なく事業者が提案した利用料金と異なる料金を設定することは想定していません。
16	募集要項	10	第2	1	(12)	オ	提案価格の上限額	提案上限額のうち、サービス対価A及びサービス対価B、サービス対価Cの上限額がそれぞれ目安として提示されておりますが、あくまでも目安であり、枠として上限価格の設定はなく、サービス対価A〜Cまでの合計金額が提案上限額を越えなければ良いとのことでしょうか。また、上記の場合、サービス対価A、Bとサービス対価Cの割振は表示されている各サービス対価の目安からの乖離があったとしても、提案価格が提案上限額を超えない限り、失格としないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に示すサービス対価A及びサービス対価Bの合計上限額並びにサービス対価Cの上限額は、いずれも目安として示しているものです。そのため、サービス対価AからCまでの合計額が提案上限額の範囲内であれば、各サービス対価の内訳が当該目安額と異なることをもって失格とすることはありません。ただし、各サービス対価の内訳が目安額から著しく乖離する場合には、事業期間中における各年度の市の予算確保等に影響を及ぼし、提案どおりの支払が困難となる可能性がありますので、その点に留意のうえ提案してください。
17	募集要項	10	第2	1	(12)	オ	提案価格の上限額	提案価格の上限額については消費税込みの金額で上限を超えなければよく、消費税抜きの金額に上限設定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	募集要項	10	第2	1	(12)	オ	提案価格の上限額	応募者全グループが上限価格を超えた場合には、速やかに（数週間から数か月以内に）応募者にて提案内容を見直したうえで再度提案の提出を求めるのでしょうか？それとも特定事業の選定を取り消し、貴市にて事業内容等を見直し、数か月から数年をかけて特定事業選定して発注するもしくは従来方式にて発注するのでしょうか？	現時点では、仮定の事象であるため、お答えできません。 なお、本事業の取扱いについては、資材高騰などの諸情勢を勘案したうえ、募集要項等に基づき、市において総合的に判断します。
19	募集要項	10	第2	1	(12)	オ	提案価格の上限額	幅広く提案を検討するためにも、賃借料は免除いただけるよう協議・調整をお願いできますでしょうか。 また、賃借料の免除が難しい場合も、提案時点で使用する参考賃借料をお示しいただき、その参考料金から変更となった場合のリスクは貴市のご負担としていただけますようお願いいたします。 賃借料が変更となる場合、事業収支計画に多大な影響を及ぼし、商業機能の事業が成立しなくなることを懸念事項として想定しております。	事業者が利益を計上することも可能とする商業機能の趣旨を踏まえ、ご質問にある「賃借料」（事業契約書（案）での用語に揃え、以後「使用料」といいます。）の設定に当たっては、事業者が適正な利益を確保しつつ事業を継続できるよう配慮しながら、優先交渉権者との協議のうえ決定することを想定しています。 なお、使用料の算出方法については、建物の評価額等を基礎として設定することとなりますが、現時点では施設の評価額が確定していないことから、具体的な内容をお示しすることは困難です。今後実施する個別対話において、事業者のご意見を伺いながら検討します。
20	募集要項	10	第2	1	(12)	オ	商業機能等を実施する場合の賃借料の設定およびその額について	商業機能等を実施する場合の賃貸料の設定およびその額については提案上限額に含めないという理解でよろしいでしょうか。	商業機能及び自主事業は、いずれも事業者自らの負担による独立採算事業となるため、これらの事業の実施に係る収入・支出はサービス対価の算定要素に含まれていません。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
21	募集要項	10	第2	1	(12)	オ	商業機能等の貸借料	商業機能等を実施する場合の貸借料について、「応募者から提案された商業機能等の事業内容等を踏まえ、市と事業者との協議により最終的に決定する」とされていますが、積算条件を揃えるため、貸借料の算定方法、対象面積、光熱水費・共益費・原状回復費等の負担区分を示してください。	商業機能等の実施に係る使用料の算定方法については、No. 19への回答を参照してください。光熱水費、共益費、原状回復費その他商業機能及び自主事業の実施に伴い発生する費用については、事業者の負担とします。
22	募集要項	11	第3	2			選定の手順及びスケジュール	個別対話①②の回答日を明確にして頂き、スケジュール表に記載いただけないでしょうか。	現時点において、個別対話①の結果公表は令和8年9月中旬、個別対話②の結果公表は令和8年12月上旬を予定しています。なお、これらの時期は現時点での予定であり、今後の状況等により前後する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
23	募集要項	11	第3	3	(1)		個別対話①	質疑回答が8月上旬とのことですが、8月8日より夏季休暇に入る企業もあり、回答日によっては個別対話での対話内容を検討する時間がありません。個別対話の申込期限及び開催期間を延伸して下さい。もしくは質疑回答を8月3日（月）までにして下さい。	回答については、準備が整ったものから順次公表するとともに、可能な限り早期の公表に努めます。また、募集要項等に関する個別対話①の申込期限については、令和8年7月17日付で修正していますので、ご確認ください。
24	募集要項	14	第3	2	(8)	ア	事業提案書の受付	事業提案書の提出期限が実施方針時より延伸されていますが、年末年始は長期休暇があり、年明けも実働日が限られています。令和9年6月の事業契約であれば、提出期限は1ヶ月程度延伸可能と考えます。より実現可能な提案をするためにも提出期限を延伸して下さい。	原文のままとします。
25	募集要項	15	第3	4	(1)		応募者等の構成	代表企業を支援し、統括マネジメント業務の一部のみを担う企業は、「統括マネジメント企業」として様式9-1を提出するか、「その他企業（統括マネジメント業務支援）」として様式9-8を提出するか、どちらがよろしいでしょうか。	様式9-8をご提出ください。なお、作成に当たっては「本事業における業務内容」欄に当該企業が担う具体的な業務内容を記入してください。
26	募集要項	16	第3	4	(2)	ア	応募グループの取扱い	昨今の建設業界の人手不足の事情から、技術者の確保が課題となっています。技術者確保の観点から、参加表明書等の提出以降に構成企業又は協力企業の追加を認めてください。	参加表明書等の提出以降は、応募者又は事業者の構成企業又は協力企業の変更は原則として認めません。ただし、以下のそれぞれの場合については、例外的に変更を認めることとします。 【参加表明書等の提出から事業提案書の提出までの間における変更】 やむを得ない事情が生じた場合であって、様式集及び記載要領に定める様式14「応募グループ構成員変更願」を市へ提出のうえ、市と協議を行い、市が承認した場合に限り変更を認めます。 【事業開始以降における変更】 やむを得ない事情が生じた場合であって、かつ、変更後においても設計、工事監理、建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務が切れ目なく連携し、事業期間全体を通じて確実かつ安定的に遂行される体制として、変更前と同等以上の実施体制が確保されると市が認め、承認した場合に限り変更を認めることを想定しています。
27	募集要項	16	第3	4	(2)	イ	応募グループの取扱い	代表企業の変更可能期間は事業提案書の提出時までであり、変更には事業提案書の提出までに貴市の承認を得る必要があるという理解でよろしいでしょうか。また事業提案書への明記は、参加表明時から代表企業が変更となった旨を記載するという意味でよろしいでしょうか。	参加表明書等の提出から事業提案書の提出までの間における代表企業の変更については、No. 26への回答【参加表明書等の提出から事業提案書の提出までの間における変更】を参照してください。この場合、事業提案書への記載は不要です。事業開始以降における代表企業の変更を予定している場合は、事業提案書に変更時期及び変更後の代表企業等に関する内容を記載してください。変更後においても設計、工事監理、建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務が切れ目なく連携し、事業期間全体を通じて確実かつ安定的に遂行される体制として、変更前と同等以上の実施体制が確保されると市が認め、承認した場合に限り変更を認めることを想定しています。なお、上記のいずれの場合においても、代表企業を変更できるのは、それぞれ参加表明書等提出時点又は事業開始時点における構成企業又は協力企業の範囲内に限るものとし、新たな企業を追加して代表企業とすることは認めません。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
28	募集要項	16	第3	4	(2)	ウ	応募グループの取扱い	他の応募者等であったものとは、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類審査についての資格審査を通過した後に、参加辞退届を提出した応募グループに代表企業、構成企業もしくは協力企業として参加していた企業という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、その他に、様式14「応募グループ構成員変更願」の提出により他の応募グループを脱退した企業も対象に含まれます。
29	募集要項	17	第3	4	(3)	コ及びサ	一定の関連	資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者とありますが、一定の関連の定義をお示しいたきたい。	同小項目中のケに規定のとおり、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項又は第4項に規定する親会社・子会社のことを指します。
30	募集要項	17	第3	4	(4)	ア－(イ)	要件	単体企業又は代表企業については、イ以降で記載があるような安芸市入札参加資格者名簿へ登録されていない場合の措置は適用されないのでしょうか？	単体企業及び応募グループの代表企業については、安芸市入札参加者資格名簿への登録を必須要件としており、安芸市入札参加資格名簿へ登録されていない場合の措置は適用されません。
31	募集要項	17	第3	4	(4)	イ－(ア)	統括マネジメント企業	統括マネジメント企業として参加表明する企業は、必ずしも応募グループの代表企業である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	募集要項	17	第3	4	(4)	イ－(イ)	設計企業	設計企業のc～gの実績要件は、必ずしも1案件で満たす必要はなく、複数の案件で満たせばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	募集要項	17	第3	4	(4)	イ－(エ)	工事監理企業	工事監理企業のc～gの実績要件は、必ずしも1案件で満たす必要はなく、複数の案件で満たせばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	募集要項	18	第3	4	(4)	イ－(ウ)－b－(e)	単独の企業及びJVの代表構成員の要件	監理技術者の要件にて、（受注形態は問わない。）と記載がありますが、JVの代表構成員以外でも主任技術者、担当技術者の実績で要件は満たされると考えて、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	募集要項	18	第3	4	(4)	イ－(ウ)－a	建設企業 基本要件	建設企業の共同企業体として参画を検討しております。建設JVの代表企業以外の【構成企業】【協力企業】の追加参加は認められるでしょうか。 現時点（公告時）での参加要件は満たしている企業で予定していますが、昨今の中東情勢等、先行きが不透明な情勢も踏まえ、JV会社を複数追加することでのメリットも考慮できる様、柔軟な構成での参画を視野に入れて検討させて頂けないでしょうか。	参加表明書等の提出後において、建設JVの代表構成員を含む構成企業又は協力企業の変更は原則として認めていません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が承認した場合に限り変更を認めることとします。
36	募集要項	19	第3	4	(4)	イ(ウ)c	JVその他の構成員の要件	電気工事・管工事企業はJVのその他の構成員として参加となっていますが、電気工事・管工事企業を参加しやすくするために、電気工事・管工事企業がそれぞれ単独でSPCから直接業務を請負うことを可能としてください。	原文のままとします。 本事業は、設計・施工を一体的に実施するPFI事業であり、建設業務全体の実施体制及び責任の一元化を図る観点から、建築工事に加え、電気工事及び管工事を含む設備工事についても、建設JVの構成員として参画し、一体的なマネジメントのもとで実施することを求めます。
37	募集要項	21		5	(2)		委員会	委員に株式会社四国銀行に所属される方がいらっしゃいますが、提案時に民間による資金調達先に四国銀行は利用すると公平性（民間企業のメインバンク等の立場が考えられる）が担保できなくなる可能性はあるので提案時には調達にかかる交渉等の接触は禁じられるとの事でよろしいでしょうか？接触を禁じない場合には該当企業内でどのように情報管理されるのかご提示ください。	募集要項 第3-5-(2)に記載のとおり、応募者やそれと同一と判断される団体等が、募集要項等の公表後から本事業の優先交渉権者の選定までの間に、委員に面談を求めたり、応募者のPR資料を提出したりするなどによって、当該応募者を有利に又は他の応募者を不利にするよう働きかけることを禁止します。また、審査委員会での協議内容等について聴取することも禁止します。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
38	募集要項	21		5	(2)		委員会	委員に安芸市観光協会に所属されている方がいらっしゃいますが、本事業での観光協会との連携等を提案することは公平性の面から不可であり、提案時点で観光協会への接触は禁じられるとのことでよろしいでしょうか？接触を禁じない場合には該当団体内でどのように情報管理されるのかご提示ください。	No. 37への回答を参照してください。
39	募集要項	22	第3	6	(2)	ア	SPCの所在地	SPCは計画建物内に設立してもよろしいでしょうか	計画建物内へのSPC設立を認めます。
40	募集要項	22	第3	6	(2)	エ	SPCの設立	募集要項において「原則として事業期間終了までSPC株式を保有し、市の事前の承認があれば処分が可能」とされております。建設業務を担当する出資企業について、工事完了・引渡しおよび所有権移転の完了後に様式集14「応募グループ 構成員変更願」として脱退願を提出し、保有株式を代表企業へ譲渡することで、当該構成企業から離脱することは可能と考えて宜しいでしょうか。	No. 26への回答を参照してください。
41	要求水準書（案）	1	第1	1			要求水準書（案）の位置づけ	「市は、本書の部分的な内容を事業者の選定過程における審査条件として位置づける」の文章の中にある、「部分的な内容」の意味を、ご教示ください。	「部分的な内容」とは、要求水準書（案）に記載された事項のうち、事業者選定に当たり、提案内容の適否や要求水準への適合性を確認するために参照する事項を指します。もともと、提案内容については、要求水準書（案）を含む募集要項等の全体を踏まえ審査することから、「部分的な内容」との記載によって特定の項目のみを審査対象とすることを意図するものではありません。
42	要求水準書（案）	2	第1	4	(1)	ア	概要	対象敷地の斜線制限について記載がありません。市のHP（都市計画について）によると、市全域で、道路斜線勾配1． 5、隣地斜線制限2． 5と記載されていますが、隣地斜線の立上りの高さは3 1 mとの解釈でよろしいでしょうか。 https://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=208	ご理解のとおりです。
43	要求水準書（案）	2	第1	4	(1)	イ	整備範囲	「取得予定地における駐車場の整備及び維持管理を業務範囲に含むものとする。」とのことです。取得できるという前提で、駐車場整備の計画・提案書作成を行い、駐車場の施設整備費や維持管理費をそれぞれのサービス対価にて見込むという理解でよろしいでしょうか。 なお、取得できなかった場合の提案書変更、事業契約変更、サービス対価改定等のリスクは事業範囲の変更に関するものであり、事業者では見込むことは困難なため、貴市にご負担いただけますようお願いいたします。 また、もしくは双方のリスク軽減のため、取得予定地に関する業務は別途発注とし、本提案における業務範囲に含めないこととしていただけますようお願いいたします。	事業提案書の作成に際しては、隣接取得予定地への駐車場整備計画を提案内容に含めつつ、万が一、当該土地を取得できない場合においても、施設利用や敷地内動線に支障が生じない施設配置及び駐車場計画を提案してください。また、当該駐車場に係る設計費、整備費及び維持管理費については、それぞれサービス対価に見込むものとしてください。 隣接取得予定地を市が取得できなかった場合の取扱いについては、ご意見を踏まえて事業契約書（案）を修正します。 また、隣接取得予定地に関する業務を本事業の業務範囲から除外し、別途発注することは予定していません。
44	要求水準書（案）	2	第1	4	(1)	イ	整備範囲	隣地取得予定地の整備、及び維持管理は業務範囲と記載がございますが、事業費と別途にして頂けますでしょうか。もしくは、想定費用をお示し頂けますでしょうか。	前段については、No. 43への回答を参照してください。 後段について、隣接取得予定地のみに係る想定費用を示す予定はありません。
45	要求水準書（案）	2	第1	4	(1)	イ	整備範囲	「隣接取得予定地について、駐車場の整備及び維持管理は業務範囲に含むもの」とございますが、こちらに対する工事費及び設計費、維持管理費用はサービス対価には含まず、別途と考えてよろしいでしょうか。	No. 43への回答を参照してください。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
46	要求水準書（案）	2	第1	4	(1)	イ	整備範囲	「取得予定地における駐車場の整備及び維持管理は業務範囲に含む」とございますが、西側道路の歩道切り下げ可否など、駐車場計画の想定や、計画上の制限などがございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	現時点において、西側道路の歩道切下げの可否を含めた駐車場計画に関する具体的な想定はありません。 ただし、歩道の切下げを行う場合は、道路管理者に対する承認工事申請（道路法第24条）が必要となります。西側道路の道路管理者は市であり、申請に際しては、交差点からの離隔、視距の確保、歩行者の安全確保等について協議が必要となる見込みです。 事業者においては、事業提案書の作成に当たり、必要に応じて道路管理者への事前確認を行ってください。
47	要求水準書（案）	2	第1	4	(1)	イ	整備範囲	隣接取得予定地（約1358.99m2）の整備・維持管理が含むことになっておりますが、当該土地を取得出来ない場合も考慮した計画が求められております。取得が出来なかった場合は、整備費等は減額となるのでしょうか。 また、取得不確定の中でありながら、提案価格の上限もありますので、整備費の目安をお示し頂けないでしょうか。	前段について、隣接取得予定地を取得できなかった場合であっても、そのことのみをもって直ちにサービス対価を減額することは想定しておらず、隣接取得予定地を取得できない場合において必要となる事業費を考慮の上、市と事業者との協議により取り扱いを決定することを想定しています。併せて、No. 43への回答を参照してください。 後段について、No. 44への回答を参照してください。
48	要求水準書（案）	2	第1	4	(1)	イ	隣接取得予定地の維持管理条件	隣接取得予定地は取得の成否及び時期が提案時点で未確定ですが、取得の成否・引渡時期により駐車場の整備及び維持管理範囲が変更となる場合は、サービス対価、管理開始時期及び業務範囲を協議のうえ変更するとの理解でよろしいでしょうか。また、取得後の引渡条件、既存工作物及び舗装等の状態をご提示ください。	前段については、No. 43への回答を参照してください。 後段について、隣接取得予定地上の既存建物は解体撤去された状態で引き渡される見込みです。また、舗装等についても地権者において撤去され、引渡時点では概ね更地の状態となる見込みです。 ただし、これらは現時点の想定であり、確定した引渡条件・状態については、判明次第、追ってお知らせします。
49	要求水準書（案）	2	第1	4	(1)	イ	整備範囲	隣接取得予定地について、提案価格には「取得できた場合の駐車場整備・維持管理費」を含めるべきでしょうか。それとも取得の有無に応じて、契約後にサービス対価を変更する想定でしょうか。	No. 43への回答を参照してください。
50	要求水準書（案）	2	第6	4	(1)		整備範囲	「隣接取得予定地上の建物は、本事業における解体・撤去工事業務の対象外とする」とございますが、舗装等の撤去含めすべて対象外とし、更地からの整備と考えてもよろしいでしょうか。	No. 48への回答を参照してください。
51	要求水準書（案）	3	第1	4	(2)		既存インフラの整備状況	実施方針等に関する質問及び意見等への回答（令和8年3月13日）No. 87にて、提案時点からの接続方法等の変更により発生する工程の遅延又は費用の増加については、関係機関への事前確認及び協議の実施の有無にかかわらず、事業者の負担とする回答がございましたが、事業提案書提出前の段階での関係機関への確認及び協議においては、貴市にご協力いただけるという理解でよろしいでしょうか。 その上で、事業契約前の協議ができなかった、又は協議を行ったが事業契約後に協議内容から変更となった場合のリスクは事業者にて見込むことは困難なため、貴市にご負担いただけますようお願いいたします。	事業提案書の作成に当たり、応募者がインフラ整備に関して関係機関と事前確認又は協議を行う場合には、市として必要な協力を行います。 一方で、関係機関との協議の実施又はその結果について、市が保証するものではありません。 したがって、本事業においては、提案時点からのインフラ接続方法等の変更により発生する工程の遅延又は費用の増加について、関係機関への事前確認及び協議の実施の有無にかかわらず、原則として事業者の負担として取り扱います。
52	要求水準書（案）	5	第1	4	(4)	イ	文化ホール機能	各種設備の検討のため、市民会館のホールの詳細がわかる資料（舞台平面図、舞台断面図、舞台・音響・照明設備一覧、座席表など）を開示願います。	別途「資料18_安芸市民会館舞台平面図」「資料19_安芸市民会館平面図」「資料20_安芸市民会館座席配置図」を公表しますので、ご参照ください。 舞台断面図、音響一覧は現在確認中のため、調整のうえ改めて公表いたします。
53	要求水準書（案）	5	第1	4	(4)	オ	出張所機能	出張所機能は市職員が担われるとのことですが、出張所機能にかかる水光熱費は市の負担でしょうか。	出張機能に係る水光熱費はサービス対価Cの一部であるため、サービス対価Cを支払うことによって市が負担します。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
54	要求水準書（案）	11	第 1	11	(1)		運営統括責任者	体制図ですと、複合施設全体の館長にあたる運営業務全体の責任者の図がなく、各機能ごとに責任者が分かれています。全体の館長を置く提案を行うことは可能でしょうか。	要求水準書（案）に示す体制図は、各機能において最低限配置を求める責任者の配置例を示したものであり、複合交流施設全体を統括する責任者（館長等）の配置を妨げるものではありません。
55	要求水準書（案）	14	第2	1	(2)		施設内容	「公共施設部分の延べ床面積は5,820㎡を想定」とございますが、こちらは民間施設（商業機能）の面積は含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書（案）	14	第2	1	(2)		施設内容	「縮小を行う場合は、要求水準を満たすことを前提に、10%程度の縮小までを認めることを想定」とございますが、この10%程度の縮小は全体の延べ床面積に対してのものであり、各諸室の面積は想定面積を目安として、10%程度の縮小に限らず事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市が想定する施設規模からの乖離の程度を含め、提案全体の中で評価することとします。
57	要求水準書（案）	15	第2	1	(3)		施設開館予定	商業機能の開館時間について、「事業者の提案による。」とのことですが、貴市の条例・規則・要綱を満たしていれば、事業契約締結後も事業提案書の通りお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。 また、上記の前提の元、仮に事業契約締結後に提案内容が変更となり、収支計画上成立が難しくなる等の事態が生じた場合は、商業機能の撤退せざるを得ない可能性があることを予めご了承いただけますようお願い申し上げます。	商業機能の開館時間については、関係法令、条例、規則等を遵守することを前提に、事業者の提案に基づき設定することを想定しています。
58	要求水準書（案）	15	第2	1	(3)		施設開館予定	市民会館の現在の窓口受付時間をご教示ください。	午前9時から、午後10時までですが、利用がない場合は午後5時30分までとなります。
59	要求水準書（案）	15	第2	1	(3)		施設開館予定	出張所機能の窓口対応時間は、現状と同じ「8 時 30 分～17 時 15 分（土日・祝祭日・年末年始は休み）」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書（案）	15	第2	2	(1)	ア	配置計画	「敷地の国道55号側にあるバス停」は敷地内と考えてよろしいでしょうか。 その場合、こちらのバス停の維持管理業務も本業務に含まれるものでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書（案）	15	第2	2	(1)	ア	配置計画	「敷地の国道55号側にある既存のバス停は存置すること」とございますが、既存バス停の図面（建築概要、平面図、立面図、断面図、構造図、設備図、その他詳細図）をご教示いただけないでしょうか。	既存のバス停に係る図面は現存していないため、公表できる資料はありません。
62	要求水準書（案）	17	第2	2	(1)	エ	災害・事故対策	「緊急避難場所としては全館をカバーするものではなく、避難階の施設機能が使用できる電気量3日程度の確保を想定する」とございますが、避難階並びに対象となる施設機能は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、非常時は、複合交流施設の3階以上へ避難するものとして、必要な機能の配置について提案してください。
63	要求水準書（案）	17	第2	2	(1)	エ	災害・事故対策	「非常用品（毛布や衣料品、飲料水、非常食、携行トイレ等や各種防災資機材を備えた備蓄倉庫を設置）」とございますが、これらの非常用品の詳細内容や物量についてお考えがございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	備蓄品については以下のとおり想定しています。（想定収容人数1,000人） ・毛布 2,000枚（2枚/人） ・飲料水 500ml 6,000本（6本/人） ・マジックライス 3,000食（3食/人） ・ポータブルトイレ ※20基（※施設避難階の施設トイレを含む） ・トイレ用パーソナルテント（上記ポータブルトイレ必要数） ・糞尿処袋 5,000枚（5枚/人） ・トイレトペーパー 200m×120本 ・トランシーバー ・その他
64	要求水準書（案）	17, 19	第 2	2	(1) (3)	エ, イー(エ)	非常用発電設備	P. 19(エ)に記載のある非常用発電設備の内容は、P. 17(エ)災害・事故対策に記載のある範囲（避難階のみ）に限定されるものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
65	要求水準書（案）	19	第2	2	(3)	イ(キ)	携帯電話設備	携帯電話ジャマーはその性質上、他施設への影響、緊急時の連絡に影響が発生することが考えられるが設置は必須ですか？	要求水準書（案）に示す目的（公演中に携帯電話着信音等が鑑賞の妨げとならないこと）を満足する設備計画としてください。なお、実現方法については、関係法令等を遵守したうえで事業者の提案によるものとします。これに関連し、要求水準書（案）を修正します。
66	要求水準書（案）	19	第2	2	(3)	イ(コ)	テレビ電波障害防除設備	「地上波デジタル放送に対応できるようにテレビ電波障害調査を実施し、複合交流施設整備に伴い、近隣にテレビ電波障害が発生した場合は、本事業の一環としてテレビ電波障害防除施設を設けること。」とのことですが、調査範囲は事業者の提案によるのでしょうか。 なお、テレビ電波障害が発生した場合のテレビ電波障害防除施設の設置費用は、別途清算又は別発注としていただけますようお願いいたします。 また、「調査時期をはじめ詳細については別途協議する。」とのことですが、提案内容から変更となった場合のリスクは貴市にご負担いただけますようお願いいたします。	テレビ電波障害調査の調査範囲については、施設規模、建物高さ、周辺状況等を踏まえ、テレビ電波障害の影響が想定される範囲を対象として、事業者において適切に設定してください。 なお、テレビ電波障害が発生すると認められる場合は、要求水準書（案）に記載のとおり、本事業の一環として必要なテレビ電波障害防除施設を設けることとしてください。 また、調査時期をはじめ詳細については別途協議していますが、市として事業者からの提案内容と異なる範囲で調査を行うことを不合理に求めることは想定していません。なお、事業者の責に帰すべき事由によって調査時期等が提案内容から変更となり、その結果、事業者に追加費用が生じた場合には、当該追加費用は事業者負担となります。
67	要求水準書（案）	20	第2	2	(3)	イ(サ)	放送設備	「防災行政無線のスピーカー設置及び配線等については別途発注を想定しているが、これらの設置に必要となる柱や空配管の整備については、本事業に含めるものとする。」とのことですが、具体的なスピーカーの設置位置、数、仕様および必要となる空配管の数量をお示しいただけますようお願いいたします。	防災行政無線については、サイレン、スピーカー、アンテナ及び機器筐体（受信機・制御盤等）等、以下の設置を想定しています。 ・サイレン 1台 ・スピーカー 4台（中型ホーンアレイスピーカー 3 連タイプ：HA-2030MK2） ・アンテナ 2基 ・機器筐体 5台（受信機・制御盤等：W400×H750×D300程度） ・空配管 最大8本程度 設置場所については、サイレン、スピーカー及びアンテナは建屋の屋上部分で360度見通せる高さへの設置を想定しており、機器筐体5台については避難階の屋内への設置を想定しております。
68	要求水準書（案）	21	第2	2	(3)	イ(ト)、 イ(ナ)	構内通信線路設備 構内発電線路設備	構内通信線路設備および構内発電線路設備に関し、「将来の改修をスムーズにするため、予備配管等を設けること。」とのことですが、予備配管等の必要数をお示しいただけますようお願いいたします。 なお、予備配管等の計画が事業者提案である場合は、当該提案からの変更リスクは貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	構内通信線路設備及び構内発電線路設備に係る予備配管等については、将来の改修、設備更新及び機能拡張等を見据え、事業者において適切に計画してください。 なお、事業者による提案内容からの変更が必要となった場合のリスク負担については、変更の内容及びその原因を踏まえ、事業契約の定めに従い判断するものとします。
69	要求水準書（案）	23	第 2	2	(3)	ウ(ス)	昇降機設備	すべての乗用エレベーターにおいて、ストレッチャーで利用できる奥行を確保するのでしょうか。	すべての乗用エレベーターについてストレッチャー対応とすることまでは求めています。 なお、ストレッチャーに対応したエレベーターの台数及び配置については、施設利用者の利便性、避難計画、維持管理計画等を踏まえ、適切に提案してください。
70	要求水準書（案）	23	第2	2	(4)		什器・備品計画に関する要求水準	調達する什器・備品の数量について、適宜とされているものが多数ございますが、要求水準を満たしていることを前提に、調達数が事業者提案から変更になった場合は、貴市のご負担にて調達いただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たしているにもかかわらず、事業者提案よりも什器・備品が追加で必要となることは想定し難いです。具体的な想定があり、かつ、必要な場合には、今後の個別対話での協議事項としてください。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
71	要求水準書（案）	23	第2	3	(1)	ア-（ウ）	図書館機能	図書館の規模及び設備に関し、より良い事業提案を可能にするためにも、現図書館が保持・提供する文化教養機能や課題解決支援機能について、その具体的な内容をご教示ください。	現図書館における文化教養機能としては、地域の歴史、文化及びイベント等に関する情報の提供を行うとともに、郷土資料や郷土ゆかりの人物に関する文庫を所蔵し、地域の文化や歴史に親しむことができる蔵書構成に努めています。また、幼児・小学生を対象とした読み聞かせ活動や、地域子育て支援センター、小学校及び学童保育所への出張読み聞かせ、絵本の紹介等を実施しています。 課題解決支援機能としては、図書館資料や地域資料等を活用し、利用者の調査・学習及び情報収集を支援するとともに、図書館利用方法の案内やインターネットによる蔵書検索サービスの提供を行っています。また、地域や保育所、学校等と連携し、図書館だよりの配布などを通じた読書活動の啓発に取り組んでいます。
72	要求水準書（案）	24	第3	3	(1)	ア	図書館機能	閉架書庫に将来的蔵書冊数の増加分を収蔵する際に要求水準以上は想定していないとの回答ですが、要求水準を満たしたうえで事業者提案とすることでよろしいでしょうか	閉架書庫については、既存の閉架資料約2万冊を前提としていましたが、今回の蔵書精査等を踏まえ、既存資料の保存及び将来的な蔵書冊数の増加を考慮すると、約3万冊を収蔵できる規模が必要と考えております。 したがって、要求水準書については、改めて更新を行い、閉架書庫の収蔵冊数を約3万冊とすることを想定しております。 なお、閉架書庫の具体的な配置・収蔵方法等については、要求水準を満たすことを前提として、事業者からの提案を求めることとします。
73	要求水準書（案）	25	第 2	3	(1)	イ - （ア）	文化ホール機能	「新たな興行等にも対応できる音響や照明、楽屋機能等の設備を導入」とあるが、設備のことを記載するのであれば、「新たな興行等にも対応できる音響や照明、機構等の設備を導入」と記載するべきではないでしょうか。	当該記載における「設備」には、音響設備、照明設備に加え、機構設備等も含む趣旨であり、「音響や照明、楽屋機能等の設備」との表現は、機能面を含めて総合的に示したものです。 したがって、導入を求めるものに楽屋も含まれることを念頭に置いたうえで、「機構等の設備」と読み替えていただいて差し支えありません。
74	要求水準書（案）	25	第 2	3	(1)	イ-（ウ）	文章の表すところについて	舞台照明や舞台機構を見えなくし、転換や仕掛けを隠す、とはつまりどういった状態を想定されているのでしょうか。すのこ高さ等の設定から勘案するに、機構を一定程度隠せる高さはあると思いますが、それ以外に何か意図がおりでしょうか。	当該記載は、舞台照明、吊物設備その他の舞台機構について、催事内容に応じて客席から見えない状態とすることや、舞台転換時の作業や仕掛けが観客から直接見えないよう配慮することを求める趣旨です。特定の舞台機構や演出設備の導入を求める趣旨ではありません。
75	要求水準書（案）	25	第2	3	(1)	イ - （エ）	文化ホール機能	実施方針等に関する質問及び意見等への回答（令和8年3月31日）No. 153にて、現市民会館で開催されていた催しについて募集要項等の公表時に示すと回答をいただいております。 内容等をご教示ください。	別途「資料21_市民会館等利用実績（R4-7年度）」を公表しますので、ご参照ください。
76	要求水準書（案）	25	第 2	3	(1)	イ - （エ）	文化ホール機能	規模及び設備について「現市民会館で開催されていた催しの種別、回数、稼働率、動員客数を上回ることを前提に算定・提案」と記載があるが、上記提案は規模・設備よりもむしろ運営に関わる事項になるのではないのでしょうか。	要求水準書（案）においては、現市民会館で開催されていた催しを上回る利用を実現できる施設とする観点から、施設規模や設備計画を検討する際の前提条件として示しています。
77	要求水準書（案）	25	第2	3	(1)	イ-（エ）	現市民会館を上回る水準	文化ホールの規模及び設備は、現市民会館で開催されていた催しの種別、回数、稼働率及び動員客数を上回ることを前提に算定・提案するとされています。提示済みの利用件数及び利用率を踏まえ、この「上回る」は施設整備上の性能・対応可能性を示すものか、供用開始後の利用実績として達成すべき運営目標を示すものかをご教示ください。	No. 76への回答を参照してください。 なお、供用開始後の運営においても、現市民会館を上回る利用の実現を目指すことを期待していますが、供用開始後に特定の利用件数、稼働率又は動員客数の達成を義務付ける趣旨ではありません。
78	要求水準書（案）	25	第2	3	(1)	イ-（エ）		「現市民会館で開催されていた催しの種別、回数、稼働率、動員客数」等を含めた催しの実績内容および収支実績の詳細を、R4～R7について、ご教示ください。	別途「資料21_市民会館等利用実績（R4-7年度）」、「資料22_市民会館における収支（R4-7年度）」を公表しますので、ご参照ください。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
79	要求水準書（案）	25	第2	3	(1)	イ-(オ)- 舞台	舞台間口・舞台面積	「舞台間口：16m程度」「舞台奥行き：8m以上」「舞台面積：130㎡程度」とありますが最低限満たすべき下限値を明示して頂くことは可能ですか？	要求水準書（案）に示す利用形態や求める機能・性能を満たすことを前提として事業者に提案を求めるものであり、市として最低限満たすべき下限値を別途設定することは想定していません。
80	要求水準書（案）	25	第 2	3	(1)	イ-(オ)	舞台サイズ	舞台の間口と奥行きは同じ長さとなることが一般的ですが、本施設では間口の半分の奥行という不定形の舞台サイズを望まれているということでしょうか。	要求水準書（案）に示す舞台間口、舞台奥行き及び舞台面積は、現施設の利用実態や機能を踏まえ設定した目安であり、特定の舞台形状を求めるものではありません。事業者において、適切な舞台計画を提案してください。
81	要求水準書（案）	25	第2	3	(1)	イ-(オ)	文化ホール機能における諸室及び性能（ホワイエ）	必要に応じて市展や芸術品の展示ができるギャラリーとして利用可能な設備や備品を確保し、市民活動の発表の場としての機能を持たせる。とありますが、芸術品の価値について、どの程度の水準を想定しているかご教示ください。	「市展や芸術品の展示」とは、主として市民の文化芸術活動の発表や作品展示を想定しており、一般に市場で取引されるような芸術活用及び作品展示を前提とするものではありません。
82	要求水準書（案）	26	第2	3	(1)	イ	舞台	貴市が提示する文化ホールの利用実績とは、資料12の市民会館における収支・利用者情報等（R5-7）が該当するという理解でよろしいでしょうか。	No. 75への回答を参照してください。
83	要求水準書（案）	26	第3	3	(1)	イ	文化ホール機能	文化ホールへの搬出入について、何トン車での搬出入を想定していますでしょうか。またウイング車の使用は想定されていますでしょうか。ご教示いただけますようお願いいたします。	要求水準書（案）に示す文化ホールの利用形態、想定される催事内容及び現施設における利用実績等を踏まえ、必要な搬出入車両に対応可能な搬入口、荷捌きスペース及び搬出入動線を提案してください。
84	要求水準書（案）	26	第 2	3	(1)	イ - (オ)	舞台サイズ	舞台面積について、130㎡程度に袖舞台（上手袖・下手袖）の面積が含まれていないと思われま す。舞台袖を含んだ面積についても水準があればご教示ください。	舞台袖を含む舞台面積について、市として別途具体的な面積水準を定めることは想定していません。 舞台全体のバランス、利活用性及び運営上の使いやすさを確保できるよう、袖舞台を含めた適切な舞台計画を事業者において提案してください。
85	要求水準書（案）	26	第 2	3	(1)	イ - (オ)	舞台サイズ	舞台開口部高さ：10m程度（調整可能）とありますが、すのこ高16mが上限とすれば、開口部高を8m程度まで下げることは可能でしょうか？	舞台開口部高さ10m程度は目安として示したものであり、公演内容や演出内容に応じて高さを調整できることを想定しているため、特定の高さを必須とするものではありません。舞台計画全体とのバランスを踏まえ、事業者において適切に提案してください。
86	要求水準書（案）	26	第 2	3	(1)	イ-(オ)	前室	客席への出入り口ではなく、舞台への出入り口（ホワイエからのルート及び楽屋からのルート）に前室が必ず必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書（案）	26	第2	3	(1)	イ-(オ)	倉庫・ピアノ庫	備品倉庫とピアノ庫併せて70㎡ということでしょうか？	ご理解のとおりです。
88	要求水準書（案）	26	第 2	3	(1)	イ-(オ)	主催者事務室	コミュニティ施設の会議室と兼用可能とありますが、ホールで有料催事を行う際に会議室兼主催者事務室を利用することは貴市の「公民館における営利を認めない」という考え方の対象外となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。複合交流施設においては、各諸室を一律に公民館業務又はそれ以外の用途に区分することは想定していません。したがって、ご例示のように文化ホールで実施する有料催事に付随して、主催者事務室としてコミュニティ施設の会議室を利用する場合について、当該利用を公民館における営利活動として見なすことは想定していません。
89	要求水準書（案）	26	第 2	3	(1)	イ - (オ)	文化ホール機能・諸室性能 舞台	すのこ高さについて、16mは低く反射板セット時に幕類等が飛びきりません。また、舞台転換時に舞台セット等の飛び切りも困難です。イー（ウ）・（オ）の項目と矛盾していると思われま すが、いかがでしょうか。	すのこ高さ16mは目安として示したものであるため、反射板設置時における幕類の収納や舞台転換時の運用等にも配慮したうえで、事業者において適切な高さを提案してください。これに関連し、要求水準書（案）の文言を修正します。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
90	要求水準書（案）	26	第2	3	(1)	イ - (オ)	文化ホール機能・諸室性能 親子観覧席	客席付随する諸室という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。親子観覧席は、客席と一体的に利用される客席付随諸室として想定しています。
91	要求水準書（案）	26	第2	3	(1)	イ - (オ)	文化ホール機能における諸室及び性能（舞台）	別途、市が提示する文化ホールの利用実績とは、資料12の市民会館の利用者情報等のことを示しているのでしょうか。	No. 75への回答を参照してください。
92	要求水準書（案）	26	第2	3	(1)	イ - (オ)	舞台サイズ	音響反射板を設置した場合の奥行寸法の想定はございますでしょうか。	No. 80への回答を参照してください。
93	要求水準書（案）	26	第2	3	(1)	ウ - (カ)	コミュニティ機能・諸室性能 小ホール	「仮設舞台や大型スクリーンを設置し、スタッピングチェアを並べることにより、200人程度の収容を可能とする。」と記載がありますが、上記要件を満たすためには通路などを入れると300平米程度必要になるのではないのでしょうか。	要求水準書（案）に示す「200人程度の収容」という要件は、目安を示すものであり、利用形態やレイアウトによって実際の収容人数は変動することを想定しています。また、面積についても、要求水準を満足することを前提として、スタッピングチェアや仮設舞台及び大型スクリーン等の配置計画を含め、事業者の提案によるものとします。
94	要求水準書（案）	27	第2	3	(1)	イ - (オ)	スタジオ	これは1室についての要求水準でしょうか。バンド用、ダンス用など複数室を設けるご想定でしょうか。	1室を想定しています。
95	要求水準書（案）	27	第2	3	(1)	ウ - (カ)	小ホール	「軽運動」とはどこまでの運動を想定されているのでしょうか。	「軽運動」については、ストレッチ、ヨガ、健康体操、ダンス、リズム運動等の比較的負荷の軽い運動を想定しています。なお、特定の運動種目を限定するものではなく、施設の利用目的や運営方法を踏まえ、市民の健康づくりや交流活動に資する範囲での利用を想定しています。
96	要求水準書（案）	28	第3	3	(1)	ウ	コミュニティ機能	小ホールの舞台設備の要求水準が公表されておりませんが、既存施設と同等程度という認識でよろしいでしょうか。	小ホールの舞台設備については、基本的には既存施設と同等程度の機能を確保することを想定しています。ただし、舞台設備等の具体的な仕様については、新施設の利用形態や運営方法等を踏まえ、より効果的・効率的な施設となるよう、事業者の提案によるものとします。
97	要求水準書（案）	29	第2	3	(1)	オ	出張所機能	出張所機能の専用事務室を設ける。という記載と他機能の事務室と兼用する ため。という記載が矛盾していると感じるのですが、どちらが正しいでしょうか	出張所機能の専用事務室を設けることを求めるものです。これに関連し、要求水準書（案）の文言を修正します。
98	要求水準書（案）	29	第2	3	(1)	カ	緊急避難場所	「緊急避難場所」に求める避難想定人数をご教示ください。	避難階での想定収容人数は、1,000人を見込んでいます。
99	要求水準書（案）	29	第2	3	(1)	カ	緊急避難場所	避難者1人当たり概ね1㎡程度の広さを目安とした避難スペースを確保すること。とありますが、想定 of 避難者数をご提示ください。	No. 98への回答を参照してください
100	要求水準書（案）	30	第2	3	(1)	キ	駐車場	敷地内に30台以上の駐車スペースを整備する。とありますが、隣地取得予定地を含めての台数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
101	要求水準書（案）	30	第2	3	(1)	キ	駐車場	「近隣元職員駐車場80台利用」と記載がありますが、維持管理は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか	近隣元職員駐車場の維持管理は本事業に含まれます。
102	要求水準書（案）	30	第2	3	(1)	キ	複合交流施設内に整備する共有機能(駐車場)	「元職員駐車場（約80台）」の場所をご教示ください。 また、元職員駐車場の整備・維持管理は本事業には含まれないという認識でよろしいでしょうか。	元職員駐車場の位置については、「資料23_元職員駐車場位置図」をご参照ください。 現時点で元職員駐車場の整備は想定していません。なお、維持管理についてはNo. 101への回答を参照してください。
103	要求水準書（案）	31	第2	3	(2)	ア	商業機能	「必要な貸付料等を徴収する」とありますが、貸付料は事業者の収入としてよろしいのでしょうか。	本規定における「必要な貸付料等を徴収する」とは、市が複合交流施設内において商業機能を実施する事業者から、当該商業機能の実施に係る施設の使用に伴う対価を徴収することを想定しています。 したがって、当該貸付料等（事業契約書（案）での用語に揃え、以後「使用料」といいます。）は事業者が市に支払うものであり、事業者の収入となるものではありません。
104	要求水準書（案）	32	第3	1	(2)		統括マネジメント業務責任者	統括マネジメント業務責任者の常駐は不要との認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。 統括マネジメント業務責任者について、常駐を求めるものではありません。ただし、事業期間を通じて事業全体を適切に統括し、市との連絡調整や各業務間の総合調整を円滑に実施できる体制を確保してください。
105	要求水準書（案）	32	第3	5	(2)		セルフモニタリング業務	日報の作成は求められておりますが、記載内容はどのような想定でしょうか。 維持管理業務のような日々の保守点検等は要求されていないため、統括マネジメント業務のモニタリングは日報は不要とし、月次業務報告書のみとしていただけないでしょうか。	日報については、利用スケジュール、利用者数、使用料徴収額、設備・備品の管理記録その他必要な事項を記載することを想定しています。報告書については、要求水準書（案）に記載のとおりとします。なお、報告内容の詳細については、市と事業者が協議の上で決定するものとします。
106	要求水準書（案）	33	第4	2	(1)		事前調査業務	土壌調査と記載ありますが、設計業務における調査としては、地歴調査との理解でよろしいでしょうか。既存建物が残っている状態で、土壌調査は困難と考えます。	設計業務における事前調査としては、関連法令等に基づき必要な調査を実施してください。土壌調査については、既存建物の状況等を踏まえ、設計段階において実施可能な調査を行うものとし、必要に応じて関係法令等に基づく追加調査を実施してください。これに関連し、要求水準書（案）の文言を修正します。
107	要求水準書（案）	33	第4	2	(2)		事前調査業務	周辺家屋調査について、調査範囲は隣地及び、北側道路対側の住居系建物が該当ということでよろしいでしょうか。	周辺家屋調査の範囲は、工事内容、施工方法、掘削規模、重機配置及び周辺状況等を踏まえ、工事による影響が想定される範囲について事業者において適切に設定してください。
108	要求水準書（案）	33	第4	3	(2)		基本設計及び実施設計業務	「市の承認後、実施設計に進むこと。」とのことですが、「本書及び提案書類との整合性の確認結果報告書」に関しては、その他資料が提出されていることを前提に、支障がない範囲で実施設計期間中に承認を得ることをお認めいただけないでしょうか。当該報告書の確認協議には適切な期間を設けるべきであると認識しておりますが、プランのベースを決める重要な基本設計期間を圧迫してしまう恐れがあると懸念しております。	原案のとおり、「本書及び提案書類との整合性の確認結果報告書」を含む基本設計図書について市の承認を得た後に実施設計へ進むものとします。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
109	要求水準書（案）	33	第4	3	(2)		基本設計及び実施設計業務	「事業者は基本設計が完了した段階で基本設計図書として工事費概算書の提出・承認を受けること。」とのことですが、基本設計完了段階においては提案時点レベルの明細としかできないものと考えている為、工事費概算書については提現段階での提出資料から削除いただけないでしょうか。 なお、詳細な内訳金額の算出は実施設計完了後の精算見積時に行うものと考えており、工事費関連書類は実施設計完了時のみとしていただけますようお願いいたします。	基本設計段階における工事費概算書の提出は、設計内容と事業費の整合性を確認するために必要なものであることから、提出資料から削除する予定はありません。 なお、前述のとおり、基本設計完了時に提出を求める工事費概算書は、基本設計段階における設計内容に応じた概算工事費を示す資料を想定しており、実施設計完了時に提出を求める工事費積算内訳書や積算数量調書と同等の精度を求めるものではありません。
110	要求水準書（案）	36	第6	2	(9)		複合交流施設の整備及び関連業務	(工事着手から完成までの進捗状況を写真等で撮影すること) 通常の工事写真以外に必要なのでしょうか。その場合、撮影の頻度等のご指示を頂けますでしょうか。	要求水準書（案）に記載する「工事着手から完成までの進捗状況を、写真等で撮影すること」とは、工事の進捗状況が確認できるよう記録することを目的としています。撮影方法及び撮影頻度については、当該目的を満足する範囲で事業者の提案によるものとします。
111	要求水準書（案）	37	第6	4			既存施設の解体・撤去工事業務	資料10_旧市役所庁舎図面を公表していただきましたが、杭や基礎の規模・形状がわかりません。 杭や基礎が反映された既存施設の図面を公表いただけますでしょうか。 また、杭の有無が解体コストに影響すると共に新設する複合交流施設の建設にも影響を及ぼす可能性があります。既存杭を引き抜くことで地盤に悪影響を及ぼす恐れがありますので、その際は杭や基礎の残置をお認めいただけますようお願いいたします。。（西庁舎は地下躯体があり、図面がないと正確な解体コストの算出ができません。）	現在公表している資料以外に、杭、基礎及び西庁舎の地下躯体等の詳細が確認できる図面は現存していないため、追加で公表できる図面はありません。 既存施設の解体・撤去については、要求水準書（案）に示すとおり、原則として地中埋設物を含め対象とします。既存杭及び基礎については、新施設の構造計画及び施工計画上の合理性を踏まえ、残置することを妨げません。ただし、残置する場合は、新施設の構造安全性、将来の維持管理及び関係法令等への適合について事業者において確認のうえ、市の承諾を得ることとします。 なお、公表資料から合理的に見てできない地中埋設物等が確認された場合の取扱いについては、事業契約書（案）第19条及び第25条に基づき対応します。
112	要求水準書（案）	37	第6	4	(3)			アスベスト及び PCBを適切な処理を行うために追加で必要となる費用については、市が別途負担するものとする。 がございますが、必要に合わせて工期の延伸をお願いします。	業務開始後速やかにアスベスト調査を行うなど、供用開始時期の遵守を前提に工程を作成してください。そのうえで、法令遵守や安全確保の観点から工期の延長がやむを得ず必要と判断される場合には、その内容及び影響の程度を踏まえ、事業者と協議のうえ、必要に応じて工期の調整を行います。
113	要求水準書（案）	37	第6	4	(3)		既存施設の解体・撤去工事業務	アスベスト又はPCBの処理費用については、別途負担して頂けると記載がありますが、提案する事業スケジュールも処理期間を含めて再協議頂けるので宜しいでしょうか。	No. 112への回答を参照してください。
114	要求水準書（案）	37	第6	4	(6)		既存施設の解体・撤去工事業務	「詳細な工程については市と事業者で協議をすること。」とのことですが、事業者が提案する工程から変更が生じた場合は、当該変更による増額費用等は貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	詳細な工程については、市と事業者で協議のうえ決定することとしています。 ただし、事業者の提案工程から変更が生じた場合であっても、そのことのみをもって当該変更に伴う増額費用等を市が負担するものではありません。 増額費用や工期への影響が生じる場合の取扱いについては、変更の内容及び発生要因を踏まえ、事業契約等に基づき個別に協議するものとします。
115	要求水準書（案）	38	第6	5	(4)		中長期修繕計画の提出	中長期修繕計画の提出時期は引渡し及び維持管理業務開始前という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書（案）	39	第7	1	(1)		利用料金の策定業務	要求水準書（案）39頁では、開業準備業務として利用規約及び利用料金の策定業務が示されています。一方、募集要項では、開業準備期間は令和13年1月から3月、供用開始は令和13年4月とされています。 利用料金は条例等により市が設定するものと理解していますが、議会手続、料金確定、事前予約受付、利用者周知に必要な期間を踏まえ、開業準備期間中に策定して令和13年4月供用開始に間に合う想定でしょうか。 利用料金及び利用規約の検討開始時期、条例手続、事前予約受付開始時期について、市の想定スケジュールをご教示ください。	利用料金及び利用規約については、事業者からの提案内容を踏まえ、市と事業者による協議のうえ決定する予定です。 条例改正等の必要な手続を経て、供用開始までに利用者への周知及び予約受付が適切に行えるようスケジュールを調整します。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
117	要求水準書（案）	39	第7	2	(1)		維持管理・運営計画の作成業務	「維持管理・運営計画書を作成して市に提出し、確認を受ける」とあります。内容としてはp. 32に記載のある事業年度ごとの業務計画書と重複する部分が多いと思われますが、別に提出するのでしょうか。	維持管理・運営計画書は、開業後の事業期間全体を通じた維持管理業務及び運営業務のサービス内容、管理体制、人材育成、危機管理等に関する基本的な事業方針を示すものです。一方、事業年度ごとの業務計画書は、当該年度に実施する具体的な業務内容及び実施計画を示すものとして位置付けています。したがって、両者は目的及び対象期間が異なることから、それぞれ提出を求めます。
118	要求水準書（案）	39	第7	3	(2)		市民参加型ワークショップの開催	設計段階でも実施することになっておりますが、設計段階で実施したことによる業務費の支払いも開業準備費として、開業準備業務が完了した後に一括支払いを受けるという認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書（案）	39	第 7	3			市民参加型ワークショップ	開業準備期間における開催回数について、ご想定があればお聞かせください。	開業準備期間における実施回数について、市として具体的な回数は想定していません。関係者の負担にも配慮しつつ、設計段階及び運営段階における取組との連続性を踏まえ、機運醸成に資すると考えられる回数、内容及び対象者について提案してください。
120	要求水準書（案）	39	第 7	3			市民参加型ワークショップ	実施方針等に関する質問及び意見等への回答（令和8年3月13日）No. 196に記載があるように事業者提案とのことですが、指定されている各段階において1回実施するという理解でよろしいのでしょうか。	各業務段階における実施回数についてもお提案ください。なお、補足としてNo. 119への回答を参照してください。
121	要求水準書（案）	39	第7	4	(1)		利用規約	現在の女性の家の利用規約を開示願います。	別途「資料24_安芸市女性の家条例・施行規則」を公表しますので、ご参照ください。
122	要求水準書（案）	39	第7	4	(1)		利用規約の策定業務	現市民会館に関する「利用方法、予約方法、利用時間、キャンセル方法等の必要な事項を定めた利用規約」を、ご教示ください。 また、現市民会館における利用料金体系を、ご教示ください。	利用料金体系について、「資料25_安芸市民会館条例・施行規則」を参照してください。 利用を取りやめる場合は、原則使用許可書を添えて申し出ることとしていますが、電話等による連絡も可能としています。キャンセル料等は発生しません。
123	要求水準書（案）	39	第7	4	(2)		利用規約の策定業務	利用料金設定は、複合交流施設の設置条例で定められる利用料金の上限の範囲内で事業者が設定するものと理解しておりますが、仮に運営期間中に利用料金の値上げを事業者が希望する場合には、条例改正の手続きが必要という理解でよろしいのでしょうか。	利用料金については、今後制定する複合交流施設の設置条例において定める利用料金の上限の範囲内で、市が設定します。なお、当該上限額の設定に当たっては、現施設の利用料金水準及び事業者の提案内容等を踏まえて検討する予定です。 当該上限額を超える利用料金を設定する場合には、条例改正、議会での承認が必要となります。
124	要求水準書（案）	39～40、45～46	第7、第 9	5、6	(3)	ア、ク	資料移転・廃棄・新館配架等の引越し業務	開業準備業務に、現図書館資料の選別、除籍・廃棄、梱包、搬出、運搬、新館への搬入、開梱、配架及び蔵書点検等の引越し業務が含まれるかどうかの記載がありません。経費積算のため、移転対象冊数、廃棄・除籍対象の考え方、業務範囲、費用負担の主体を示してください。	ご質問にある各作業の実施主体は以下のとおりです。なお、現図書館から新館への移転対象冊数は開架及び閉架併せて約6.5万冊を想定しています。これに関連し、要求水準書（案）の文言を修正します。 市：現図書館資料の選別、除籍・廃棄 事業者：梱包、搬出、運搬、新館への搬入、開梱、配架、蔵書点検
125	要求水準書（案）	40	第 7	6			パンフレット	市が指定する部数をお渡しする「パンフレット」と、おおむね15,000分程度見込まれている「広報誌への折込チラシ」は同じものを指しているのでしょうか。別途作成することを想定されているのでしょうか。	同じものを指しています。15,000部程度を見込んでいるパンフレットの用途として、市広報誌への折込みチラシ等としての活用を想定しているという趣旨です。
126	要求水準書（案）	40	第7	6	(2)		パンフレットの作成	市が指定する部数を市に引き渡すとありますが、市にパンフレットを引き渡すタイミングは、令和13年の何月でしょうか。	パンフレットの納品時期については、広報スケジュールを踏まえ、市と事業者で協議のうえ決定します。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
127	要求水準書（案）	40	第7	6	(2)		市広報誌への折り込みチラシ	市報への折込は、令和13年の何月を想定していますでしょうか。	市報への折込時期については、供用開始時期及び広報計画を踏まえ、市と事業者で協議のうえ決定します。
128	要求水準書（案）	40	第7	6	(2)		市広報誌への折り込みチラシ	市報への折込は、有料（事業者負担）でしょうか。また有料の場合に想定される費用をご教示ください。	市広報への折込は無償です。一方で、折り込む印刷物に関する費用は事業者負担とします。
129	要求水準書（案）	40	第7	6	(2)		市広報誌への折り込みチラシ	市報への折込は、何カ月前に入稿が必要でしょうか。現在の折込のルールをご教示ください。	市報への折込を行う場合の入稿期限については、市報の編集スケジュールに基づき、市と事業者で協議のうえ決定します。 なお、現運用として市広報への折込は、折り込む月の前月20日頃までに納品することとしています。
130	要求水準書（案）	40	第7	7			開館記念式典	式典のうち、事業範囲に経費の積算が含まれているものについてご教示ください。	ご質問の趣旨が明確ではないため、現時点ではお答えすることができません。
131	要求水準書（案）	40	第7	7			開館式典実施業務	市が主催者となることを想定とありますが、式典に係る費用は市が負担するという理解で宜しいでしょうか。	式典に係る費用は事業者の負担となりますが、サービス対価C（開業準備費）の対象となります。
132	要求水準書（案）	40	第7	8			保険付保業務	火災保険及び地震保険は、所有者である市が加入するという理解で宜しいでしょうか。また、事業契約書 P42 別紙3の事業者等が付保する保険に火災保険及び地震保険が記載されていない理由をご教示ください。	建設工事期間中については、事業者において火災保険、地震保険その他必要な保険に加入していただく必要があります。 また、新施設完成後は、市において公益社団法人全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」に加入する予定です。当該共済の補償対象に含まれないリスクについては、事業者提案により必要な保険へ別途加入することを可能とします。 なお、これに関連し、募集要項等の記載を修正します。
133	要求水準書（案）	40	第7	8				【第三者賠償責任保険のほか、火災保険及び地震保険等へ適切に加入すること。】とございますが、貴市の公共建物へ包括で火災保険等に入られていますでしょうか。	本市が所管する公共施設については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」に加入しており、現存する旧市役所庁舎も、現時点において加入対象となっています。
134	要求水準書（案）	40	第7	9			既存施設からの備品等の移転について	既存施設からの備品等の移転について言及されていませんが、移転を予定する備品はないという理解でよろしいのでしょうか。また移転がある場合でも移転経費は事業範囲に含んでいない（別途貴市が行う）という理解でよろしいのでしょうか。	既存施設（旧市庁舎）内の什器・備品等は全て処分対象であり、新施設に転用するものはありません。
135	要求水準書（案）	43	第9	1	(3)		利用規約の策定業務	現施設の料金水準をご教示いただけますでしょうか。 また事業者側の収支計画に影響するため、提案金額から変更となった場合は、当該変更によるリスクは貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	現施設の利用料金については、下記各施設条例をご確認ください。 ・市HP掲載__安芸市民会館条例 https://www.city.aki.kochi.jp/reiki/reiki_honbun/o304RG00000246.html ・市HP掲載__安芸市女性の家条例 https://www.city.aki.kochi.jp/reiki/reiki_honbun/o304RG00000248.html ・市HP掲載__安芸市民図書館条例 https://www.city.aki.kochi.jp/reiki/reiki_honbun/o304RG00000239.html ・市HP掲載__安芸市立公民館の設置、管理及び職員並びに公民館運営審議会の設置等に関する条例 https://www.city.aki.kochi.jp/reiki/reiki_honbun/o304RG00000236.html 後段については、No. 12への回答を参照してください。
136	要求水準書（案）	43	第9	2	(2)		利用者対応業務	事業そのものに関する苦情等に対しては、事業者は貴市へ報告し、対応自体は貴市にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本事業そのものに関する苦情、要望等については、事業者において内容を整理のうえ市へ報告するものとし、市が主体となって対応を行うことを想定しています。なお、事業者は苦情等の内容に応じて必要な情報提供や事実確認等を行い、市の対応に協力するものとしします。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
137	要求水準書（案）	43	第9	4	(1) ～ (3)		交流促進業務	交流促進業務として教室、講演会、指導者講習及び機能融合イベント等を積極的に行うこととされています。サービス対価Cの範囲で必須実施となる最低水準の有無をご教示ください。	交流促進業務として実施する教室、講演会、指導者講習及び機能融合イベント等について、サービス対価Cの範囲で実施すべき回数等の最低水準は定めていません。 ただし、交流促進業務は本事業の目的を達成するための重要な業務であることから、施設機能を有効に活用し、多世代交流や地域活性化に資する取組を積極的に実施する計画としてください。
138	要求水準書（案）	43	第9	7	(1)		利用案内チラシ	利用案内については、運営しながらよりわかりやすいものにバージョンアップしていくことが一般的ですが、当初より5,000部の印刷を必須とされるのでしょうか。 またこのチラシは、開業準備業務に記載の「パンフレット」「折込チラシ」とは別のものでしょうか。	開業準備業務における「パンフレット」は、施設全体の概要・各機能の紹介・アクセス等を掲載した開館周知用の広報物を想定しており、広報紙への折込を見込んでいます。一方、運営業務における「利用案内チラシ」は、貸館の手続、料金、利用ルール等を案内する実務的な印刷物を想定しており、両者は別のものです。 なお、利用案内チラシの部数については、必要に応じて内容の改訂を行うことを前提とし、「初年度は5,000部程度」を目安とし、次年度以降の部数は市と事業者の協議により決定します。
139	要求水準書（案）	43	第9	7	(2)		文化芸術事業の内容、ボリューム	「現市民会館での業務内容と同等のもの」について、実施方針公表時の現地見学場で口頭でご説明を受けておりますが、正式な資料として過去3か年程度の事業実績をお示しください。	No.75への回答を参照してください。
140	要求水準書（案）	44	第9	6	(1)	エ	電子資料等の範囲	大活字本、録音資料、電子資料等を充実させることとされていますが、既存契約の有無が示されていません。想定する範囲及び費用負担区分を示してください。	大活字本については所蔵していますが、録音資料、電子資料等については現時点で導入しているものではありません。既存契約については、契約等ではなく、必要に応じて資料を購入している状況です。 今後、複合交流施設の整備にあわせ、利用者ニーズや読書バリアフリーへの対応、近年の図書館サービスの動向等を踏まえた資料整備のあり方について提案を求めるものです。具体的な導入範囲及び費用負担区分については、提案内容を踏まえ、市と協議のうえ決定します。
141	要求水準書（案）	45	第9	6	(3)	オ	ブックポストの管理	ブックポストについて、「現行を下回らない程度」の回収水準を確認するため、現行の設置場所、台数、容量、回収回数、回収時間帯、休館日及び年末年始の取扱いを示してください。	ブックポストは、図書館入口に1台設置しています。回収は開館日前に実施しており、休館日及び年末年始については、次の開館日に回収しています。 回収冊数は日によって変動しますが、通常は5冊程度であり、休館日明け等には数十冊程度となる場合があります。
142	要求水準書（案）	47	第9	6	(6)	イ、ウ	児童・YA・学校関連サービスの実施水準	学校行事への協力、お話会等の継続が求められていますが、対象校数、年間回数、団体貸出、配送、学校訪問等の最低実施水準が示されていません。現行実績と最低限求める内容・回数を示してください。	対象校数、年間回数、団体貸出、配送、学校訪問等について、実施すべき回数等の最低水準は定めていません。 現行実績については、別途「資料26_図書館学校行事関係」として公表しますので、ご参照ください。
143	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	ア	文化芸術事業の目的、趣旨	第1-7 適用法令等に「劇場、音楽同等の活性化に関する法律」（劇場法）を記載されていますが、事業を検討するにあたり、これまで取り組まれてきた「現市民会館での業務内容」の目的や趣旨が、劇場法の趣旨と重なる箇所についてご教示ください。	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律については、適用法令等として記載しています。現市民会館における業務については、同法の趣旨も踏まえながら、市民の文化活動の場の提供や文化芸術に触れる機会の創出等に取り組んできました。 なお、現市民会館における具体的な事業内容については、施設の運営状況等に応じて実施しています。
144	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	ア	文化芸術事業の実施	「現市民会館において実施している業務を継続」とありますが、現市民会館で実施している文化芸術事業の過去5年の実績（事業名、内容、収支、来場者数、など）を開示願います。	No.75への回答を参照してください。 なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術事業の実施が限定的であったため、令和4年度からの4カ年の実績を開示します。
145	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	ア	文化芸術事業の実施	現市民会館での業務内容（特に文化芸術事業）に関する仕様書を開示願います。	現市民会館において、文化芸術事業に関する個別の仕様書はありません。業務内容については、安芸市民会館条例に定める設置目的等に基づき実施しています。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
146	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	ア	文化芸術事業の実施	文化芸術事業について、現市民会館において実施している業務を継続し、現行と同等の内容を基本とするとされています。継続対象となる事業名、実施回数、主催・共催・後援の別、事業費、収入、事業費支出、市職員及び関係団体の関与並びに事業者が承継する業務範囲をご提示ください。	事業費及び収入については、市が主催又は共催する事業について把握していますが、事業者が主催する事業については事業費や収支は把握していません。収支については「資料22_市民会館における収支（R4-7年度）」を参照ください。 市が主催又は共催する事業は、市職員が関与します。それ以外の事業は、原則として事業者が実施します。 事業者が承継する業務範囲については、現市民会館で実施している文化芸術事業を基本として継続することを想定しています。 別途「資料21_市民会館等利用実績（R4-7年度）」で示した、実績をベースに同程度の実施回数を想定しています。
147	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	ア	文化芸術事業の実施	現市民会館の文化芸術事業の継続は、現行事業を同一名称、同一内容及び同一回数で継続する趣旨でしょうか。それとも、市民の文化芸術活動支援及び鑑賞機会提供という目的・水準を確保すれば、事業者提案により事業の統合、廃止、更新又は発展的な再編が可能でしょうか。	基本的には現市民会館において実施している文化芸術事業を継続することを想定しています。一方で、より良い事業とするための提案についても期待します。
148	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	ア	文化芸術事業の実施	「現市民会館において実施している業務」の詳細を、R4～R7について、ご教示ください。	No. 75への回答を参照してください。
149	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	イ	市主催等事業の実費負担	市主催・共催事業は利用料金を全額免除し、市後援事業は減額するとされています。当該事業に係る舞台技術者、受付、案内、設営撤去、警備、清掃、附属設備、備品、冷暖房及び時間外対応等の費用は、市、事業者又は主催者のいずれが負担するのでしょうか。また、利用料金の免除・減額による事業者収入の減少の取扱いをご教示ください。	文化ホール運営業務として実施する通常の受付、利用者対応、舞台設備の操作・貸出等については、要求水準書（案）に定める運営業務の範囲として事業者が実施することを想定しています。一方、大規模イベント等の実施に伴い追加的に必要となる警備員配置、特別清掃、ごみ処分等については、実施方針等に関する個別対話結果No. 56に回答のとおり、原則として主催者（市が主催する場合を含む。）において対応することを想定しています。 なお、利用料金の免除及び減額に係る取扱いについては、No. 12への回答を参照してください。
150	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	イ	利用料金の設定及び収受業務等	市の主催・共催事業は全額免除、後援事業は減額とありますが、過去5年間の主催・共催事業および後援事業の実績を開示願います。また、後援事業の減額割合についてもご教示ください。	別途「資料27_主催共催」、「資料28_後援減免関係」として公表しますので、ご参照ください。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術事業の実施が限定的であったため、令和4年度からの4カ年の実績となります。 後援事業に係る使用料の減免については、公益性等を踏まえ、市が認めた事業について、市の基準に基づき減免措置を行っています。減免割合は、事業内容等に応じて判断しており、50％～100％など減免となる場合があります。
151	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	イ	利用料金の設定及び収受業務等	市が予定する事業（主催・共催）の回数や催し内容をご教授ください。	安芸市が主催する事業としては、夏季大学や成人式等が挙げられます。共催する事業については、事業内容等を踏まえ、その都度、申請内容等により判断するものであり、今後の具体的な事業内容や回数をあらかじめ想定しているものではありませんが、これまでの実績を勘案して、過去と同程度の回数及び内容での実施を想定しています。
152	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	イ	減免利用料金の設定及び収受業務等	市が予定する後援事業の回数や催し内容をご教授ください。	市が後援する事業については、主催者等からの申請を受け内容を確認のうえ、その都度判断しているため、現時点で予定回数や具体的な催し内容についてはお示しできません。
153	要求水準書（案）	48	第9	7	(2)	イ	利用料金の設定及び収受業務等	市主催・共催・後援事業による利用料金の減免分は、事業者の収入減として扱うのか、市が補填又は協議するのかご教示ください。	No. 12への回答を参照してください。
154	要求水準書（案）	48	第 9	7	(2)	イ	減免規定の記載場所の意味付けについて	貸館事業ではなく文化芸術事業の項に、減免の規定が示されているご意図をご教示ください。	ご指摘を踏まえ、要求水準書（案）の文言を修正します。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
155	要求水準書（案）	48	第 9	7	(2)	イ	免除実績、減額割合とボリューム	・市が主催・共催する事業のボリュームがわかるような実績資料を3か年程度ご教示ください。 ・市が後援する事業の利用料は減額とする、とありますがどのくらいの件数に対し、何割の減額が想定されるのか、これまでの実績を3か年程度ご教示ください。	No. 150への回答を参照してください。 なお、市が共催する事業及び市が後援する事業については、事業内容等を踏まえ、その都度判断するものであり、事業期間中の件数や利用料減額の割合をあらかじめ想定しているものではありませんが、これまでの実績を勘案して、同程度と考えています。
156	要求水準書（案）	48	第 9	7	(3)		定義	文化芸術事業とは異なる独自事業の定義、位置づけをご教示ください。また最低実施回数などの制限はない自由提案にとらえてよろしいのでしょうか。	「実施方針等に関する質問及び意見等への回答（令和8年3月13日）」No. 217を参照してください。 なお、いずれも最低実施回数の制限は設けていません。
157	要求水準書（案）	48	第9	7	(3)	ウ	関連施設及び団体等との連携・協力	実施方針等に関する質問及び意見等への回答（令和8年3月31日）No. 221にて、具体的な団体等の提示は行わないとの回答がございましたが、提案時点では関連施設及び団体等との連携・協力は不要であり、評価にも影響はしないという理解でよろしいでしょうか。	提案時点において、特定の団体との連携協定の締結や参加確約の取得までを求めるものではなく、その有無のみをもって評価を行うものではありません。 ただし、本事業の目的や要求水準を踏まえ、関連施設や団体等との連携・協力の考え方、ネットワーク形成の方針、連携により実現を目指す取組内容等について提案がなされる場合は、地域に根差した文化ホールとしての魅力向上に資する内容となっているかという観点から、審査委員会において審査上考慮される場合があります。
158	要求水準書（案）	48	第9	7	(3)		独自事業	「独自事業」の定義を、ご教示ください。 サービス対価の対象となりますか、ご教示ください。 対象となる場合、企画提案に際して、事業内容、本数、サービス対価金額等、要求水準を、ご教示ください。 対象とならない場合、任意事業（自主事業）との相違を、ご教示ください。	「独自事業」の定義については、No. 156への回答を参照してください。 また、独自事業は必須事業である文化ホール運営業務の一部として位置付けていることから、サービス対価の対象となります。なお、独自事業の事業内容、本数、サービス対価金額等の最低条件について市が指定する想定はなく、本事業の目的及び要求水準を踏まえた事業者の提案によるものとします。
159	要求水準書（案）	48	第9	7	(3)		独自事業	独自事業の実施にかかる利用料金は全額免除となりますでしょうか。	原則利用料金が発生する想定ですが、実施する事業の内容その他の事情を踏まえ、利用料金の免除又は減額が適当と認められる場合には、事業者及び当該独自事業の主催者と協議の上、その取扱いを決定するものとします。
160	要求水準書（案）	48	第9	7	(4)	ア イ	予約及び日程確保の優先順位	文化ホール、小ホール及びコミュニティ諸室について、市主催事業、公民館事業、文化芸術事業、独自事業、自主事業及び一般貸館利用が競合する場合の優先順位をご教示ください。また、事業者が年度事業計画に基づき、一般受付開始前に必要日程を確保することは可能でしょうか。	コミュニティ施設運営業務として実施する公民館業務については、優先的に実施すべきものと考えています。ただし、要求水準書（案）に記載のとおり、年間を通じて従前と同等の公民館機能が確保されると認められる場合には、他の事業を優先して実施することを妨げるものではありません。 また、事業者は、各種事業について、業務計画書に基づき、一般利用の受付開始前に必要な利用枠を確保することを可能とします。ただし、利用枠の確保に当たっては、一般利用への影響が過度なものとならないよう留意してください。なお、市主催事業その他市が必要と認める事業については、市から利用枠の確保に関する調整を求める場合があります。
161	要求水準書（案）	48	第9	7	(4)	イ	利用者の決定	貸館業務における「利用者の決定」とは、どの業務を指しているのでしょうか。現市民会館の設置条例で対応する条文をご教示ください。	貸館業務における「利用者の決定」とは、施設の利用申込みに対して利用の可否を判断し、利用者を決定する業務を指します。 なお、現市民会館条例との関係でいえば、一般的には「使用許可」及び「使用制限」に関する規定に相当する業務を想定していますが、本事業では新たな施設の設置条例を制定予定であるため、現市民会館条例の特定条文をそのまま適用することを前提としているものではありません。
162	要求水準書（案）	48	第 9	7 8	(4) (2)		料金減免の対象について	文化芸術事業での記載があった市主催・共催・後援以外の減免対象の設定がございましたら、3か年程度の実績と併せて対象と減免割合をご教示ください。	市主催・共催・後援以外は、減免等の措置はございません。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
163	要求水準書（案）	49	第 9	7	(4)	ウ	申込システムの構築	複合交流施設の予約のためのインターネットを用いた予約システムを構築することとありますが、独自のシステムを構築するというのではなく、既存のベンダーが提供する施設予約システムを活用することでもよろしいでしょうか。	施設予約システムについては、独自システムの構築又は既存の施設予約システムの活用 of いずれかに限定するものではなく、利用者の利便性や施設運営の効率化等を踏まえた提案を求めます。
164	要求水準書（案）	49	第9	7	(4)	オ	利用料金の設定及び收受業務	設置条例の制定時期は、いつでしょうか、ご教示ください。 例えば、予約開始時期を、利用の12か月前とすれば、開業準備のスタート時期をどのように考えたらよろしいでしょうか、ご教示ください。	設置条例の制定時期については、現時点では未定です。 なお、予約受付の開始時期については、市民サービスへの影響を可能な限り低減できるよう配慮する観点から、開館前からの予約を行うかどうかも含め、事業者の提案を求めるものとします。
165	要求水準書（案）	49	第9	7	(4)	カ	舞台設備の仕込み、操作、撤去、復元	一般的な劇場運用では、主催者発注の舞台技術業者が舞台運営を行い、劇場側は安全管理・操作補助を担い、舞台機構（吊物・反射板等）の操作は劇場側舞台技術者が担当することが一般的と認識しております。本施設においても同様の運用を想定しているとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
166	要求水準書（案）	49	第9	7	(4)	カ	要望に応じて照明プランの作成、当日の舞台運営（舞台監督業務等）を行う	照明プラン作成や舞台監督業務は主催者発注の舞台技術業者が担当し、劇場側は助言・安全管理・操作補助を担うのが一般的です。本施設においても同様の運用を想定しているとの理解でよろしいでしょうか？	No. 165への回答を参照してください。
167	要求水準書（案）	49	第8	7	(4)	カ	設備機器及び舞台設備等の操作等業務（ホール等利用時の対応）	市民利用の際は、要望に応じて照明等のプラン作成、当日の舞台運営（舞台監督業務等）を行うとありますが、令和5年から令和7年度に現市民会館にて舞台監督業務を行った催しの内容と回数を開示願います。	令和5年度～令和7年度において、現市民会館で舞台監督業務を行った催しの実績はありません。
168	要求水準書（案）	49	第9	7	(4)	カーキ	舞台技術対応と追加料金	貸館時に事業者が行う舞台設備の仕込み、操作、撤去、復元、指導・助言、照明プラン作成及び舞台監督業務について、施設利用料金又は附属設備利用料金に含める標準対応範囲と、利用者から別途徴収できる技術者費・作業費の範囲をご教示ください。	貸館時における舞台設備の仕込み、操作、撤去、復元、照明プラン作成及び舞台監督業務等の取扱い（施設利用料金等に含める範囲や別途徴収する費用の設定を含む）については、事業者の提案によるものとします。
169	要求水準書（案）	49	第 9	7	(4)	キ	設備機器及び舞台設備等の操作等業務（通常時の対応）	主催者等施設利用者との打合せを行い、打合せ結果に基づいて操作計画書（利用マニュアル）を適宜作成すること。 とありますが、操作計画書とは打合せ書との理解で良いのでしょうか？	打合せ書そのものと完全に同義ではありませんが、打合せ結果を取りまとめた文書として作成されるものであり、実務上は打合せ記録を基礎として作成される運用で差し支えありません。 なお、操作計画書の様式や記載事項について市が統一様式を定める予定はなく、利用者との円滑な情報共有及び安全な催事運営が図られる内容であれば、打合せ書を兼ねた形式とすることも可能と考えています。具体的な運用方法については、事業者の提案によるものとします。
170	要求水準書（案）	50	第9	8	(1)～(3)		コミュニティ施設運営業務	コミュニティ施設運営業務には、諸室の貸館及び備品貸出と公民館機能の継続が含まれています。会議室、工作室、調理実習室、和室及び小ホールの一般貸館は、コミュニティ施設運営業務として扱い、特定の公民館事業又は公民館利用に該当する場合のみ公民館業務として区分する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、補足としてNo. 1への回答を参照してください。
171	要求水準書（案）	50	第9	8	(1)	ア	コミュニティ施設運営責任者及び公民館長	確認ですが、「コミュニティ施設運営責任者」と「公民館長」は同一の人物でよろしいでしょうか。また、「コミュニティ施設運営責任者及び公民館長」は文化ホール運営責任者と兼任してもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段に記載された兼任体制については、認めません。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
172	要求水準書（案）	50	第9	8	(1)	イ	コミュニティ施設運営業務 基本事項	「現市民会館（公民館機能）や女性の家で実施されている市民活動や文化活動」について、その活動の具体的な内容を、ご教示ください。 また、その活動は、利用者主催であるか、市主催であるか、ご教示ください。 市主催であれば、その内容、および収支実績を、ご教示ください。	市民会館については、No. 75への回答を参照してください。 女性の家については、「資料29_令和7年度講座実施状況」のとおり、掲載講座については安芸市主催です。それ以外は、市内サークル等の活動になります。 女性を家の利用状況や収支については、「資料14_女性の家における収支・利用者情報等（R5-7）」をご参照ください。
173	要求水準書（案）	51	第9	8	(4)		公民館業務	コミュニティ施設運営業務の1つとして公民館業務があることから、コミュニティ施設すべてを公民館とはとらず、従来の公民館業務も継承しつつ、コミュニティ施設の運営を行う理解で宜しいですか？	ご理解のとおりです。なお、補足としてNo. 1への回答を参照してください。
174	要求水準書（案）	51	第9	8	(4)		公民館の「営利」の解釈について	社会教育法第23条第1項第1号の解釈は、依然として地域によって異なるように見受けられます。本施設においては、令和5年12月14日の文部科学省による「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）」の内容（別紙の事例紹介を含む）を受け止めた運用としてよろしいでしょうか。	問題ございません。
175	要求水準書（案）	51	第9	8	(4)	ア-ウ	公民館業務	「従来の公民館業務」「従前水準と同等の公民館の機能」の継続的な確保を、求められているが、その具体的業務内容、近時の実績等について、ご教示ください。また、指定業務として、要求水準に明示することをご検討いただきたい。	公民館業務に係る直近の実績に関する情報については、No. 75への回答を参照してください。 後段については、いただいたご意見を踏まえ、ご検討させていただきます。
176	要求水準書（案）	51	第9	8	(4)	ア-エ-オ	公民館業務	従来の公民館業務を継続的に実施することとされています。承継対象となる公民館事業、講座、団体（サークル）支援、会議体、実施回数（収支）をご提示ください。また、講師謝金、受講料のルール等があれば合わせ教えてください。	No. 75への回答を参照してください。 なお、講師謝金及び受講料については、事業内容、講座の目的等に応じて設定しており、一律の基準によるものではありません。
177	要求水準書（案）	51	第9	9	(1)	ア	子育て支援機能運営責任者	「子育て支援機能運営責任者」は文化ホール運営責任者と兼任してもよろしいでしょうか。	ご質問に記載された兼任体制については、認めません。
178	要求水準書（案）	51	第9	9	(1)	エ	子育て支援機能の業務範囲	子育て支援機能は、保護者同伴によるプレイルーム等の自由利用及び子育て世帯向け企画の運営を対象とするという理解でよろしいでしょうか。	ご質問にあるような、保護者同伴によるプレイルーム等の利用や子育て世帯向け企画の実施は、子育て支援機能に含まれる取組の一例ですが、これらに限定されるものではありません。 要求水準書（案）に示す子育て支援機能の目的及び役割を踏まえ、子ども及び子育て世帯の利用を支援するための取組全般を対象としています。
179	要求水準書（案）	51	第9	9	(2)		子育て世帯向け企画運営業務	確認ですが、イベントや講座等の開催については、具体的な指定が無いため、要求水準自体が自由提案ということによろしいでしょうか、ご教示ください。	イベントや講座等の開催について、要求水準そのものを事業者の自由提案とするものではありません。要求水準書（案）に示す目的、対象機能及び求める成果を満たすことを前提として、具体的な内容、実施方法、実施回数等は事業者の提案によるものとします。
180	要求水準書（案）							要求水準書（案）と案が付いていますが、案が無い正式な要求水準書は公表されるのでしょうか？それとも応募者からの提案に合わせて正式な要求水準書に修正されるのでしょうか？応募者からの提案に合わせて要求水準書を変更する場合にはどの程度の変更まで許容されるのでしょうか？	優先交渉権者決定後、優先交渉権者との協議を通じて、その提案内容を事業契約や要求水準書等に反映し、最終的な要求水準として整理する予定です。 なお、優先交渉権者決定後に要求水準書等へ反映する内容は、原則として当該優先交渉権者の提案内容を具体化するために必要な事項のみを対象とします。
181	要求水準書（案）							要求水準書「案」となっていますが、「案」でなく正式な書面としてはいつ確定されるのでしょうか。	No. 180への回答を参照してください

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
182	要求水準書（案）／事業契約書（案）	要求水準書（案）：41、事業契約書（案）：49	要求水準書（案）：第8／事業契約書（案）：別紙5	要求水準書（案）：5／事業契約書（案）：2		修繕等業務／維持管理業務	修繕等業務の費用負担区分	事業契約書（案）別紙5では、修繕の実施にかかる費用について、事業者が提案した額を、事業者が提案した回に支払うものとされています。一方で、提案時に見込んだ修繕費を超える高額修繕、什器・備品更新、想定外の損傷等が発生した場合の費用負担区分が明確ではありません。これらの場合の市・事業者の負担区分及び協議対象となる範囲を示してください。	具体的な状況を踏まえて個別に判断します。
183	基本協定書（案）	4	第5条	2	(1)		事業者の株主	「代表企業の～株主中最大」とありますが、施設整備期間中と維持管理運営期間中の代表企業＝最大出資者は変更可能としていただけないでしょうか。	募集要項p.16「応募グループの取扱い」に記載のとおり、所定の条件を満たす場合には、事業期間中において代表企業を変更することは可能です。なお、補足としてNo.27への回答を参照してください。これに関連し、基本協定書（案）の文言を修正します。
184	基本協定書（案）	4	第9条				別紙3	各業務委託契約及び請負契約の締結が別紙3記載の契約締結期限から遅延した場合でもペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか。	別紙3に記載する契約締結期限を徒過したことのみをもって、直ちに優先交渉権者の責任を問うことは想定していません。ただし、合理的な理由なく大幅な遅延が生じるなど、優先交渉権者の義務違反が問題となる場合は、この限りではありません。
185	基本協定書（案）	5	第8条	1	(2)		事業契約の不締結	「市との信頼関係を損なう不正行為」とは同条1項（1）に記載の通り「本事業の公募手続き」についての不正行為との理解でよろしいでしょうか。	本事業の公募手続きについての不正行為に限られません。
186	基本協定書（案）	6	第9条	1			業務の委託等	別紙3記載の期限を目途に契約締結となっておりますが、こちらの期限は事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。 各業務毎に業務開始以前の締結を目指すものと思いますが、統括マネジメント業務や設計業務等については、締結した事業契約の内容に沿って、各種契約書案の作成及び協議、合意を行うため、事業契約締結から約2～3カ月後の締結になるものと考えております。	事業者提案書の内容を踏まえ、事業者と協議の上で決定致します。
187	基本協定書（案）	6	第10条	2			事業契約の不調の場合の処理	違約金について、連帯債務となっておりますが、金額も高額であることから、本事由に関与した帰責企業が連帯して負担する建付けとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、帰責事由を生じさせた企業とその他の構成企業との間における最終的な負担関係については、優先交渉権者内部で調整してください。
188	事業契約書（案）	4	第11条	1			業務計画書の作成	設計業務計画書及び建設業務計画書は各業務に先立ち作成を行い、年度毎にその内容に変更があれば更新版を提出するとさせていただきます。	承知いたしました。設計業務計画書及び建設業務計画書については、それぞれの業務に先立って提出し、その内容について市の承諾を得た後に、当該業務に着手してください。また、当初提出した計画書の内容に変更が生じる場合は、変更内容を反映した計画書を提出し、当該変更に係る業務に着手するまでに市の承諾を得てください。これに関連し、事業契約書（案）を修正します。
189	事業契約書（案）	7	第23条	2			設計業務の実施	別紙1用語の定義によると「設計業務」の定義は要求水準書によるものとなっており、要求水準書では事前調査業務等も含めて設計業務とされていますが、事前調査業務の一部を、設計企業以外の者である建設企業が実施することは可能でしょうか。	事前調査業務の一部について、建設企業が実施することも可能です。ただし、当該業務のスケジュール管理及び調査結果の市への報告については、設計企業がとりまとめのうえ、行うものとします。
190	事業契約書（案）	8	第27	1及び2				念の為の確認ですが、基本設計図書及び実施設計図書の内容に係る貴市からの適合確認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
191	事業契約書（案）	9	第28条	1			設計変更	通知受領後15日以内にその結果を通知しなければならないとありますが、変更の要否を検討するために当該変更目の金額算出も必要となるため、「1カ月以内」に変更いただけないでしょうか。	原案のままとします。ただし、事業者にとって過度な負担とならないよう設計図書の変更を正式に通知する前に、必要に応じて事業者と事前協議を行う等の配慮をします。
192	事業契約書（案）	9	第28条	2			設計変更	事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合が除かれているため、追加的な費用は全て貴市のご負担としていただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
193	事業契約書（案）	9	第28	3				貴市にご負担を頂く、設計の変更（第29条3項を含む）に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	事業契約書（案）	10	第32条	2			建設業務の実施	要求水準書にて建設業務の中に「中長期修繕計画の提出」が含まれておりますが、維持管理企業による作成も考えられることから建設企業以外の者も実施できるようにしていただけますようお願いいたします。	「中長期修繕計画の提出」については、建設業務に位置付けていますが、当該計画は施設の維持管理・修繕を見据えた内容であることから、建設企業自らが作成することを必須とするものではありません。そのため、中長期修繕計画の作成にあたっては、維持管理企業を含む適切な者が主体となって作成し、事業者として内容の妥当性を確認したうえで提出することを可能とします。
195	事業契約書（案）	11	第34条	1			建設業務開始前及び建設業務期間中の書類の提出	「施工計画書その他の建設業務の実施に必要な書類を作成して提出」とのことですが、具体的にどのような書類を想定されていますでしょうか。ご教示いただけますようお願いいたします。	要求水準書（案）の第6-「1 基本事項」に記載する書類を想定しています。
196	事業契約書（案）	11	第35条	3			本工事に伴う近隣対策	「事業者は、前各項の調査を実施しようとするときは、事前に市に報告し、市の承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担による実施する。」とのことですが、善管注意義務を果たしたとしても防げない損害については貴市のご負担としていただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
197	事業契約書（案）	11	第35条	4			本工事に伴う近隣対策	事業者にて近隣住民等から本工事の工程等についての了承を得ることとありますが、貴市にて事業に関する近隣説明を実施した後に事業者から工程等の詳細な計画の説明を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業を実施すること自体に伴う説明は市が行います。一方、事業者の提案に基づく具体的な計画に伴う説明については、事業者から実施いただくことを想定しています。
198	事業契約書（案）	11	35条	4			近隣説明会	近隣説明会の対象となる近隣の範囲は事業者判断でよろしいでしょうか	近隣説明会の対象範囲については、事業内容及び周辺状況を踏まえ、事業者において適切に設定してください。必要に応じ、市と協議するものとします。
199	事業契約書（案）	12	第38	3				貴市にご負担を頂く、工事の中止に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	事業契約書（案）	13	第40	1				貴市にご負担を頂く、工期の変更に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
201	事業契約書（案）	14	第46条	1			本施設の引渡し遅延による費用負担	「市の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に起因して事業者が負担した合理的な追加費用又は損害を負担する。」とのことですが、第46条2項に記載の遅延利息についても貴市のご負担としていただけますようお願いいたします。	第46条第1項に基づく増加費用又は損害に係る市の支払が遅れた場合、第100条に基づき市から事業者へ遅延利息が支払われます。
202	事業契約書（案）	14	第46	1				貴市にご負担を頂く、引渡しの遅延に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	事業契約書（案）	16	第51条				指定管理者	本事業ではSPCが契約する事業契約と指定管理者の指定が別で議会の議決が必要となりますが、事業契約の議決が得られているにもかかわらず、指定管理者の指定の議決が得られないことがあるのでしょうか	本事業においては、PFI事業に係る事業契約の締結と、指定管理者の指定は、それぞれ別個の議決事項となります。そのため、事業契約に係る議決が得られた場合であっても、指定管理者の指定に係る議決が得られない可能性を完全に排除することはできません。 一方で、市としては、本事業を円滑に推進する観点から、そのような事態が生じないよう、事業内容や指定管理者制度の運用について関係機関との十分な調整を行ったうえで、必要な手続きを進める考えです。
204	事業契約書（案）	18	第2節	57条			光熱水費等の負担	光熱水費等については事業費から外していただけないでしょうか。想定できず、リスクのみが事業者負担となる為。	原案のとおり、サービス対価の対象として事業費の上限額に含むこととします。また、物価変動に伴う光熱水費の改定については、事業契約書（案）別紙5の定めに従い取り扱うものとします。
205	事業契約書（案）	18	第6章	第2節	第57条		光熱水費	昨今、光熱水費の提案には大きなリスクが伴います。 ①入札時の参考金額をご提示いただく（事業者提案金額のリスクを排除） ②運営期間初期（～2年目程度）については市による実費精算、3年目以降は2年間の実数を基に年度協定の締結を行うなどの設定をお願いします。	①について、市が光熱水費に係る参考金額を別途提示することは想定していません。 ②について、No. 204への回答を参照してください。
206	事業契約書（案）	18	第6章	第2節	第57条		光熱水費等の負担	第57条において光熱水費は全額事業者負担とされていますが、近年の異常なエネルギー価格の高騰に加え、本件のような複合施設においては、設計段階でのシミュレーションと実際の稼働後の使用量との間に大きなブレが生じるリスクがあり、事業者の経営努力のみではコントロールが極めて困難です。事業の安定的な継続のため、光熱水費の負担を「市負担（実費精算・パズルー方式）」に変更していただけないでしょうか。 仮に全面的な変更が困難な場合であっても、代替案として「供用開始から最初の3年間は市が実費負担して使用実績のデータを蓄積し、その3年間の平均値を基準として、4年目以降の事業者の負担（または使用量）に上限（キャップ）を設定する」といった、事業者の過度なリスク負担を緩和する合理的な措置をご検討いただけないでしょうか。	No. 204への回答を参照してください
207	事業契約書（案）	18	第57条	1			光熱水費の負担	実施方針等に関する質問及び意見等への回答（令和8年3月31日）No. 60～62にて同様の質疑がございましたが、光熱水費を貴市のご負担にいただくか、もしくは当初3年間は実費精算、その後は3年分の実績に基づき年度契約を行う等に変更いただくよう再度ご検討をいただけますようお願いいたします。 光熱水費の増減は昨今のエネルギー価格の急激な高騰や社会情勢にも影響され、事業者側で予測することができないため、事業者への過大なリスク負担となるものと考えております。	No. 204への回答を参照してください

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
208	事業契約書（案）	18-19	第6章	第2節	第57・59条		光熱水費の負担・計量区分	光熱水費は事業者負担とされていますが、出張所等の市利用部分、災害対応、市の指示による開館時間延長・イベント実施時の取扱いをご教示ください。	No. 53への回答を参照してください。 なお、災害対応について、当該災害が事業契約書（案）に定める「不可抗力」に該当する場合は、事業契約書（案）の定めに従って判断することとします。
209	事業契約書（案）	19	第59条				利用料金	利用料金は事業者が本公募時に提案した金額が認められるとのものでよろしいでしょうか？提案時の金額と実際の金額が異なる決定がされた場合にはサービス対価の見直しもされるのでしょうか。	No. 15への回答を参照してください。
210	事業契約書（案）	19	第59条	4			利用料金	想定を大幅に超える利用者の増加とありますが、この想定は事業者側で入札時に行った試算上の想定という理解でよろしいでしょうか。	単年度ごとに提出を求める業務計画書において事業者が想定する利用者数を基準とした増加状況を踏まえ判断するものとします。
211	事業契約書（案）	19	第60条				本施設損傷時の取扱い	事業契約書（案）第60条において、第三者による施設の損傷等は、事業者に善管注意義務違反がない限り市が負担するとされています。しかし、実際の施設運営においては、防犯カメラ等の死角（トイレ内など）において、「いつ、誰が壊したか特定できない（犯人不明の）破損・汚損」が発生することが多々想定されます。このような犯人不明の事象であっても、事業者が業務計画書に基づく定期的な館内巡回や清掃等の通常の管理業務を遂行していれば、「事業者に善管注意義務違反はない（＝第三者による損傷である）」とみなされ、修繕費用等は貴市が負担するという認識でよろしいでしょうか。	具体的な事案ごとに個別に判断しますが、事業者が予見可能な事象について適切な対策を講じていたにもかかわらず損傷等が生じた場合、当該損傷等に係る損害又は増加費用は市の負担となり得ます。
212	事業契約書（案）	19	第60条				本施設損傷時の取扱い	事業契約書（案）第60条の「本施設利用者の通常使用の範囲による損傷等」は不可抗力に含まれない（事業者負担となる）とされていますが、経年劣化と第三者による損傷の境界が曖昧になり、事業者への過度な負担となることを懸念しています。例えば、壁への意図的な落書き、備品の想定外の乱暴な扱いによる破損など、明らかに通常使用の範囲を逸脱していると事業者が客観的に判断できるものについては、利用者の特定ができなくとも第60条ただし書きの「第三者によって本施設が損傷等した場合」に該当し、貴市の費用負担で修繕可能という認識でよろしいでしょうか。	第三者による損傷等に該当するかは、事業者とも協議して合理的に判断しますが、事業者に善良な管理者としての注意義務違反その他本事業契約の違反がない限り、基本的にはご認識のとおりです。
213	事業契約書（案）	19	第60条				本施設損傷時の取扱い	実施方針等に関する質問及び意見等への回答（令和8年3月31日）No. 74において、第三者起因の修繕費用は発生の都度、市と事業者で協議して負担区分を判断すると示されています。しかし、ガラスの破損や水漏れなど、利用者の安全確保や被害拡大防止のために、市との協議を待たずに事業者が緊急で応急処置（一次対応）を実施せざるを得ないケースが想定されます。このように緊急の安全確保等のために事業者が先行して負担した応急処置費用等についても、事後協議の結果、事業者に善管注意義務違反がないと確認された場合には、市に実費を請求（精算）できるという認識でよろしいでしょうか。	第三者による本施設の損傷等に該当する限りにおいては、ご認識のとおりです。必要かつ合理的と考えられる支出については市が実費を負担する想定です。
214	事業契約書（案）	20	第64条	1			使用料	任意事業の実施にかかる使用料は、募集要項に記載の「賃借料」と同義であるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項における「賃借料」及び要求水準書（案）における「貸付料等」と同義であり、事業者が任意事業を実施するために複合交流施設の一部を使用することに係る対価を指します。これに関連し、以下のとおり用語の定義づけを行います。 ・使用料：事業者が任意事業（商業機能又は自主事業）を実施するために複合交流施設を使用する場合に、市に対して支払う対価。 ・利用料金：施設利用者又はイベント参加者が、必須事業又は任意事業に係る施設利用若しくはサービスの提供を受ける対価として、事業者に対して支払う料金。
215	事業契約書（案）	20	第64条	1			使用料	『市が請求する』場合はどのような場合でしょうか？当初の計画で使用料を支払わない計画の場合には事業途中等で請求されると事業の継続が出来なくなる可能性があります。	事業者が任意事業を行う場合、市は原則として使用料を徴収することを想定しています。ご質問にあるような、事業開始時点では使用料を徴収せず、事業期間中に新たに使用料を徴収するという取扱いを行うことは想定していません。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
216	事業契約書（案）	20	第64条	1			使用料	「本条例に基づき市が請求した場合には、市に使用料を支払う。」とのことですが、本条例とは具体的にはどのような条例のことでしょうか。ご教示のほどよろしくお願いいたします。 また、事業提案後に新たに定められる条例に基づいての支払はできかねますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	本条例とは、事業契約書（案）に定めるとおり、複合交流施設の設置及び管理に関して市が今後制定する条例をいいます。
217	事業契約書（案）	20	第7	第64条			使用料	事業者が任意事業を実施する場合、市に使用料を支払うとありますが、本事業は利用料金制のため、使用料（利用料金）はSPCの収入ではないのでしょうか。	事業契約書（案）第64条に定める使用料は、事業者が任意事業を実施するために、複合交流施設の一部を使用することの対価として市に対しお支払いいただくものです。第59条に定める利用料金は、複合交流施設の利用者から徴収する料金であり、事業者の収入となります。
218	事業契約書（案）	20	第7	第64条			使用料	使用料を市に支払うケースは、要求水準書（案）P53〈第10 任意事業に関する要求水準〉のどの部分にあたるのかご教示ください。	いずれの任意事業についても、実施する場合には市に対して使用料を支払っていただくことを想定しています。
219	事業契約書（案）	24	第73条	9 10			引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約解除時点で本施設の出来形部分が存在する場合、貴市が買い取らないことができる記載になっておりますが、買い取らない場合のその状況や買い取らない要因はどのような想定でしょうか。 既に5,6項で違約金の支払いが規定されているため、事業者への過剰なリスク負担であると思われます。買い取ることと変更いただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。出来形部分の取扱い、解除時点における具体的な事情を踏まえ個別に判断します。
220	事業契約書（案）	24	第73条	10			引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	既に5,6項で違約金の支払いが規定されているため、それに加えて出来形の買い取り無し及び支払い済みのサービス対価の返還はご容赦いただくたく、10項は削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
221	事業契約書（案）	24	第73	7				契約保証金を履行保証保険にて充当する場合、当該保険は契約保証金に代わる担保の提供とみなし、違約金に充当できる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	事業契約書（案）	24	第73	11				念のための確認ですが、違約金請求権と施設の出来形との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。契約保証金や履行保証保険は事業者の違約金債務を担保するためのものであって、その性質上、先に違約金に充当されるべきものと考えています。万が一、貴市が違約金請求権と出来形部分の工事費相当額との相殺を先にできるとしますと、貴市は出来形部分の工事費相当額の支払義務の一部を免れる一方で、貴市を被保険者とする履行保証保険に係る保険金も受領できるため、二重取りとなり、不合理な帰結になると存じます。引渡日後についても同様です。	ご理解のとおりです。
223	事業契約書（案）	25	第74	4				貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、当該出来形形成に必要なとなった設計費、建設費、什器備品等調達費、SPCの開業費用、建中金利、金融費用その他合理的なSPC経費が含まれる理解でよろしいでしょうか。（第75条3項についても同様です）	ご理解のとおりです。
224	事業契約書（案）	25	第75条	1	(2)		株式の譲渡	第三者へ譲渡させる場合には有償（額面）であるとの理解でよろしいでしょうか？	具体的な状況を踏まえて個別に判断します。
225	事業契約書（案）	25	第75条	3			サービス対価相当額	検査に合格しない範囲（施工中のものや工場製作済み現地未搬入、未取付物等）で既に事業者もしくは構成企業に費用が発生しているものについても支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	検査に合格した出来形部分に相応するサービス対価（施設整備）の限度で支払を行います。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
226	事業契約書（案）	25	第76条	1	(2)		株式の譲渡	第三者へ譲渡させる場合には有償（額面）であるとの理解でよろしいでしょうか？	有償譲渡を想定していますが、個別具体的な事情を踏まえて合理的に判断します。
227	事業契約書（案）	25	第76条	3			サービス対価相当額	検査に合格しない範囲（施工中のものや工場製作済み現地未搬入、未取付物等）で既に事業者もしくは構成企業に費用が発生しているものについても支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 225への回答を参照してください。
228	事業契約書（案）	25	第82条				終了手続きの負担	終了手続きに伴い発生する諸費用について事業者が負担するものは事業者に発生するもののみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	事業契約書（案）	27	第77	5				維持管理運営期間中の違約金は、契約保証金及び契約保証金に代わる担保にて違約金の支払いに充当できる記載がございませんが、当該背景をご教示いただけますでしょうか。	第8条第6項記載のとおり、契約保証金又はこれに代わる担保は、本引渡予定日までの担保であり、維持管理期間中の契約保証金は想定していないためです。
230	事業契約書（案）	30	第84	1				プロジェクトファイナンス組成のため、事業者の事業契約上の権利や地位、事業者の株式に対して担保設定することを想定しており、権利及び地位については合理的な理由なく拒否しないとありますが、事業者株式への担保設定についても同様に、貴市のご承諾は頂ける理解でよろしいでしょうか。	事業者株式に対する担保設定について、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否することはありません。
231	事業契約書（案）	30	第85条	2			通知の付与及び協議	「かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合、市は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。」とのことですが、合意が成立しない場合、合意が成立するまで本事業は中断とさせていただき、その中断により発生した費用は貴市にて負担していただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
232	事業契約書（案）	31	第86条	2			法令変更による増加費用又は損害等の扱い	「前項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で市がサービス対価の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。」とのことですが、合意が成立しない場合、合意が成立するまで本事業は中断とさせていただき、その中断により発生した費用は貴市にて負担していただけますようお願いいたします	原案のとおりとします。
233	事業契約書（案）	31	第87条	2			通知の付与及び協議	「かかる協議にもかかわらず、不可効力が発生した日から60日以内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合、市は、当かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。」とのことですが、合意が成立しない場合、合意が成立するまで本事業は中断とさせていただき、その中断により発生した費用は貴市にて負担していただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
234	事業契約書（案）	32	第88条	2			不可抗力による増加費用又は損害の取扱い	「前項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で市がサービス対価の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。」とのことですが、合意が成立しない場合、合意が成立するまで本事業は中断とさせていただき、その中断により発生した費用は貴市にて負担していただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
235	事業契約書（案）	38	別紙1	35			不可抗力	昨今の中東情勢等の戦争関連事項も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	具体的な状況を踏まえ個別に判断いたしますが、昨今の中東情勢等のうち、現時点で既に予見できるものについては、原則として不可抗力には該当しないと考えます。
236	事業契約書（案）	42・63	別紙3・8				保険・施設損傷・不可抗力の取扱い	要求水準書では火災保険及び地震保険等への加入が求められていますが、事業契約書（案）には記載がありません。火災保険及び地震保険等への加入は貴市負担にてお願いできないでしょうか？	No. 132への回答を参照してください。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
237	事業契約書（案）	45	別紙5	1			消費税	消費税がサービス対価に加算して支払うこととなっておりますが、建物の引渡しが完了し、貴市の完了検査後に、事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に一括して支払うとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
238	事業契約書（案）	46	別紙5				支払い方法による分類	サービス対価Aの支払額の内、「実施設計業務のみを対象とする」と記載がありますが、事前調査業務、基本設計、各種申請はサービス対価Bとなる理解でしょうか？	国庫補助制度を勘案したうえ、当該経費についても、サービス対価Aとしての支払いを想定しています。これに関連し、募集要項等を修正します。
239	事業契約書（案）	46	別紙5	2	(1)		支払方法による分類	サービス対価Bに含まれる費用は、以下の項目という理解でよろしいでしょうか。 ・施設整備費相当額からサービス対価Aを除いた額を調達するにあたって必要になる割賦手数料 ・設計業務費のうち、事前調査業務費、基本設計業務費、各種申請・許認可等手続き業務費 ・事業者が提案したサービス対価Aと交付金等による実際の支払額が異なった場合のその差額	サービス対価Bは、施設整備費相当額からサービス対価Aを控除した額及びこれに係る割賦手数料等により構成されます。 なお、サービス対価Aの定義を以下のとおり見直します。これに関連し、募集要項等を修正します。なお、提案時におけるサービス対価Aの計算においては20億円とし、施設整備費相当額に占める各事業年度の出来形想定額の割合を乗じて計算すること。 サービス対価A：国からの交付金を最大限活用するうえで市が定める金額（交付金措置の対象として認められる可能性がある費用として最低20億円）であり、設計業務費のうち、事前調査業務費、基本設計業務費、各種申請・許認可等手続き業務費を含む。
240	事業契約書（案）	46	別紙5	2	(1)		サービス対価A	※設計業務のうち、実施設計業務のみを対象とする。とありますが、事前調査業務、基本設計業務、各種申請・許認可等手続き業務に係る費用はサービス対価Aではなく、サービス対価Bの対象となるのでしょうか。	No. 238への回答を参照してください
241	事業契約書（案）	47	別紙5	2	(2)		四半期ごとの支払期限	支払期限は、契約当事者間で自由に設定できることは認識しておりますが、現在の条件では、4月の役務の提供後、市からSPCへの入金が最短で4カ月後になり、SPCから構成企業への入金はさらに翌月以降になります。この支払期限の長期化により構成企業のキャッシュフローが悪化するため、支払期限をもう少し短くすることはできないでしょうか。 支払期限を短くできない場合は、各構成企業にて金利が発生することをご認識の上、ご検討ください。	支払期限の短縮に応じる余地はあるため、市と事業者で協議のうえ、決定するものとします。
242	事業契約書（案）	47	別紙5	2	(3)		支払方法	金融機関の事務手数料等には建中金利も含まれるという認識でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
243	事業契約書（案）	47	別紙5	2	(3)	ア	増加費用	サービス対価Bの調整により金融機関の事務手数料等、事業者に増加費用が発生する場合、当該費用は市が負担するとありますが、このなかには金利も含まれているとの理解でよろしいですね。	ご理解のとおりです。
244	事業契約書（案）	47	別紙5	2	(3)	ア	増加費用	また、金融機関からの借り入れが増えることでスプレッドの見直しがされ、金利負担が増えた場合も市が負担してもらえるとの理解でよろしいですね。	No. 243への回答を参照してください。
245	事業契約書（案）	48	別紙5				基準金利	「本施設の引渡日の2銀行営業日前のTONAベース15年もの」とされていますが、想定が難しく、リスクヘッジの為、高めで想定せざるを得ません。公募時での固定値（例えば、2.5等）に見直していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
246	事業契約書（案）	48	別紙5	2	(3)	ア	サービス対価A	サービス対価Aは最大20億円とし、各事業年度の出来形想定額の割合を乗じて計算することになっておりますが、累計20億円を限度に、毎年度出来形の100%が支払われるという想定でよろしいでしょうか。例えば、1,2回目は出来形100%分を支払ったが、3回目支払い時に累計20億円を超える出来形が発生した場合は、その超えた分をサービス対価Bにて支払うという理解でよろしいでしょうか。 もし毎年度出来形の一定の割合だけ支払い、その累計の最大が20億円であるという支払方法であれば、収支計画を立てるため、毎年度出来形の何割がサービス対価Aとして支払われるのかご教示ください。	サービス対価Aは、総額20億円＋α（税込）を目安として、施設整備費相当額に占める各事業年度の出来形想定額の割合を乗じて算定するものです。したがって、各事業年度における出来形額の100%を支払うことを想定しているものではありません。 また、各事業年度において累計出来形額が20億円を超えた場合に、その超過額のみを当該年度においてサービス対価Bとして支払う仕組みではありません。サービス対価Bは、施設整備費相当額からサービス対価Aを控除した額を対象として、維持管理・運営期間中に割賦により支払うものです。 例えば、施設整備費相当額（税抜）が100億円であり、サービス対価Aの総額が20億円、各事業年度の出来形想定額の割合が20%、30%、50%である場合、サービス対価Aをそれぞれの割合で按分し、 ・第1年度：20億円×20%＝4億円 ・第2年度：20億円×30%＝6億円 ・第3年度：20億円×50%＝10億円 と算定します。 この場合、各年度の出来形額が20億円、30億円、50億円であっても、サービス対価Aとして支払われる額はそれぞれ4億円、6億円、10億円であり、残額はサービス対価Bの対象となります
247	事業契約書（案）	48	別紙5	2	(3)	ア	サ - ビス対価A	本契約締結時に具体的な採択額を記載予定とございますが、交付の内示等、金額がある程度想定されるのはいつ頃でしょうか。	交付金については、令和8年度中の申請及び内示、令和9年度初旬の交付決定を予定しています。
248	事業契約書（案）	48	別紙5	2	(3)	イ	サービス対価B	提案時点で用いる基準金利の値をご教示ください。 「様式集及び記載要領」にて、「令和8年6月30日の東京時間午前10時30分における、東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）TONAベース15年物（円/円）金利スワップレート」と記載がございますが、数値として公表いただけますでしょうか。	令和8年6月30日の東京時間午前10時30分における、東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）TONAベース15年物（円/円）金利スワップレートは、2.889%です。
249	事業契約書（案）	48	別紙5	2	(3)	イ		サービス対価B（割賦元本）の消費税相当額はサービス対価Aの支払時に一括してお支払いいただける認識でよろしいでしょうか。	No.237への回答を参照してください。
250	事業契約書（案）	48	別紙5	2	(3)	ウ	サービス対価C	事業契約書（案）別紙5「1.本事業に係る費用等」（45頁）では、サービス対価C（維持管理・運営費相当）の対象業務に「子育て支援機能運営業務」が含まれています。一方、同別紙5「ウサービス対価C」（48頁）の表及び「（イ）各種指標の改定率」（51頁）の運営業務の列挙においては、「子育て支援機能運営業務」の記載がないように見受けられます。 サービス対価Cの支払対象には、子育て支援機能運営業務を含む理解でよいでしょうか。また、事業契約書（案）別紙5におけるサービス対価C及び改定指標の対象業務について、記載の整合を確認させてください。	ご理解のとおりです。これに関連し、事業契約書（案）を修正いたします。
251	事業契約書（案）	50	別紙5	3	(2)	ア	物価変動に伴う施設整備費の改定（サービス対価A・B）	「協議の開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあっては、市が変更額を定め、事業者に通知するものとする。」とのことですが、物価変動の状況によっては高額の変更になるため、事業者の大きなリスクになると考えます。ただし書きを削除いただき、互いの合意が取れた上での変更としていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
252	事業契約書（案）	50	別紙5	3	(2)	ア	物価変動に伴う施設整備費の改定（サービス対価A・B）	「消費税の税率の変更に伴う増額は市が負担するものとし、また、改訂方法の詳細については、事業契約締結後、速やかに市と事業者の間で協議を行い定めるものとする。」とのことですが、事業契約締結前に協議を行い定めるものとしていただけますようお願いいたします。 消費税の税率変更に伴うリスク含め、貴市と協議を行った上で、事業契約を締結させていただきます。	事業契約書（案）については、原案とおりとします。 なお、改定方法の詳細については、基本協定締結後から事業契約締結前までの期間においても、必要に応じて事業者との協議を柔軟に行うことを想定しています。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
253	事業契約書（案）	50	別紙5	3	(2)	ア	物価変動に伴う施設整備費の改定（サービス対価A・B）	単品スライドと全体スライドを採用いただいているという理解でよろしいでしょうか。 その場合、インフレスライドも併せて採用いただけないでしょうか。 昨今の情勢を踏まえると、日本国内で急激なインフレーション又はデフレーションが生じる可能性もあるため、建設工事費が著しく不適当となったときは単品スライドや全体スライドの条項にかかわらず、建設工事費の変更を請求できるようにしていただけないでしょうか。なお、当該請求は複数回実施可能といただけますようお願いいたします。	事業契約書（案）に定めるとおりです。
254	事業契約書（案）	50	別紙5	3	(2)	ア	物価変動改定	サービス対価改定の基準日が事業契約締結時とされていますが、昨今の物価上昇を考慮し、債務負担行為の議会承認時もしくは入札公告時として下さい。	No. 11への回答を参照してください。
255	事業契約書（案）	50	別紙5	3	(2)	ア (イ)	サービス対価改定指標	サービス対価A・Bは変動率が1,000分の15を超える指数とございますが、サービス対価Cと同様に、1,000分の10以上として頂けますでしょうか。	ご意見を踏まえて、改定基準を1,000分の10以上に変更します。これに関連し、事業契約書（案）を修正します。
256	事業契約書（案）	50	別紙5	3	(2)	ア- (イ) - b	物価変動に伴う施設整備費の改定（サービス対価A・B）	『施設整備費相当額の変更』とありますが、建設費の増額に伴う割賦金利の増額や契約変更に必要な経費等も含めて変更されるとのことでしょうか？	ご理解のとおりです。
257	事業契約書（案）	50-51	別紙5	3	(2)	イ	維持管理費の物価改定指標	修繕等業務、衛生管理・清掃業務及び保安警備業務には実質賃金指数、建築物・設備等の保守管理には企業向けサービス価格指数を適用するとされていますが、昨今の物価高、人件費高騰局面において実質賃金指数は下落傾向にあります。 令和7年3月31日 付の以下の通知に示される指標（例えば最低賃金）への変更や、事業者提案の指標を認める内容への変更をご検討いただけないでしょうか。 https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/tsuutatsu/pdf/pfi_tsuchi_r70331.pdf	ご意見を踏まえて、適用する指標が実質賃金指数となっているものについては、高知県の最低賃金を適用するよう見直します。
258	事業契約書（案）	51	別紙5	3	(2)	イ-(イ)	各指標の改定率	別紙5「3. (2). イ. (イ) 各指標の改定率」において、修繕等業務等の物価改定に適用される指標が「実質賃金指数」とされています。しかし、実質賃金指数は労働者が実際に受け取る給与（名目賃金）から物価変動の影響を差し引き、労働者が実際に購入できる「モノやサービスの量（購買力）」の推移を示した経済指標です。そのため、物価が上昇した際には逆に指数が低下する性質があり、インフレ（物価高）に伴う事業者の負担増をサービス対価に適正に反映・補填するための指標としては相応しくないと考えます。 さらに修繕業務においては、労務費だけでなく機器や建築資材等の材料費のウェイトが大きく占めます。つきましては、修繕等業務の実態とインフレリスクに的確に対応できる指標として、「建設工事費デフレーター（国土交通省）」の「工事類別：建築総合－非住宅」に変更していただけないでしょうか。	いただいたご意見をもとに、今後予定している個別対話において各応募者のご意見を伺ったうえで見直しを行うかどうかを検討します。
259	事業契約書（案）	51	別紙5	3	(2)	イ (イ)	サービス対価改定指標	維持管理・運営の指標に「実質賃金指数」とございますが、高知県の賃金変動がリアルタイムに反映されないため、「高知県最低賃金」を指標として頂けますでしょうか。	No. 257への回答を参照してください。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
260	事業契約書（案）	53	別紙6	1	(2)		モニタリング実施計画書の作成	業務報告書を各事業年度毎に作成することとなっておりますが、セルフモニタリングに関する報告書であり、施設整備期間中は、P. 55「セルフモニタリング」に記載のタイミング（チェックリスト等と同じタイミング）で作成、提出をすればよいという理解でよろしいでしょうか。	年次業務報告書は、事業者が実施するセルフモニタリングに係るチェックリストとは別のものであり、事業契約書（案）第12条に基づき翌事業年度の6月末日までに市に提出する必要があります。
261	事業契約書（案）	62	別紙7				法令変更による費用の負担割合(第86条関係)	③①及び②以外の法令の制定・改訂の場合とは具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。	①及び②以外の法令変更は全て③に該当します。現時点で具体的な想定はありませんが、たとえば法人税を増額させるための法令変更などは③に該当します。
262	事業契約書（案）	62	別紙7				法令変更リスク	③に該当する法令は何が該当しますか	No. 261への回答を参照してください。
263	事業契約書（案）	63	別紙8	1, 2			不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合(第87条関係)	1施設整備業務の期間中「サービス対価(施設整備)(これにかかる消費税等を含む。)」の1パーセントに至るまでは事業者が負担する。」、2施設整備業務の完了後「事業年度において支払われるべきサービス対価Cの金額(これにかかる消費税等を含む。)」の1パーセントに至るまでは事業者が負担する。」とのことですが、不可抗力による損害、損失は貴市にてご負担いただきたく考えております。 つきましては、上記内容を削除いただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
264	事業契約書（案）	63	別紙8	1			不可抗力による、施設整備期間の費用負担割合	サービス対価（施設整備）（これにかかる消費税等を含む。）とありますが、P45サービス対価一覧表の【設計業務・工事監理業務・建設業務】のサービス対価（消費税含む）の1％という理解でよろしいでしょうか。	サービス対価（施設整備）は、施設整備業務の対価であるサービス対価A及びサービス対価Bの総称であり、別紙5「1. 本事業に係る費用等」記載の表中の「施設整備業務費相当」に該当します。
265	事業契約書（案）		事業契約書（案）：別紙7				法令変更リスクの対象範囲	市負担が「本事業に典型的に影響する法令＋消費税」に限定されていますが、①最低賃金法・労働基準法・社会保険料改定など人件費に直接影響する法令変更、②建築基準法・省エネ法など施設管理に影響する法令変更、はそれぞれ市・事業者いずれの負担とお考えかをお示ください。	具体的な法令変更の内容を踏まえ個別に判断します。ただし、広く一般に適用される労働関連法規の変更は、これに該当しないのではないかと考えます。他方、建築基準法などの法令変更によって設計変更が必要となった場合には、第29条第3項に基づき合理的な範囲で市が負担します。
266	事業契約書（案）		別紙5				光熱水費の負担区分	光熱水費について、事業者負担・市負担（実費精算）・定額＋精算ハイブリッドのいずれとするか、現時点の考え方をお示ください。特に文化ホール・貸館機能の利用料収入との関係、想定超過時の負担区分についてお示ください。	No. 204への回答を参照してください
267	事業契約書（案）		別紙5				光熱水費の負担区分	No. 20と関係して、出張所機能（貴市が直接使用する部分）および共有機能部分について、光熱水費の市・事業者の負担分担の考え方（面積按分等）をお示ください。	No. 53への回答を参照してください。
268	優先交渉権者選定基準	3	第4	2	(2)		内容審査	募集要項に記載の審査委員会による提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び資格審査通過者から提出された事業提案書の内容審査を行うものと認識しておりますが、事業提案書の内容について各審査員それぞれの専門分野についてのみ内容審査に係る評価項目に基づき、審査を行うとの認識でよろしいでしょうか。	各審査委員の専門性を踏まえつつ、審査委員会として総合的な審査を行い、合議により評価結果を決定します。
269	優先交渉権者選定基準	4	第4	2	(2)		内容審査	内容点が4 8 0 点を下回る場合は失格となっておりますが、内容点の総合計は800点であり、採点基準における「期待通りの提案がなされている」場合には配点の0. 5掛けとなっており、全ての提案が「期待通り」であっても失格となります。期待通りの提案がされても失格では過大な評価基準かと思われますので400点未満を失格と変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
270	優先交渉権者選定基準	4					プレゼンテーション	プレゼンテーションの参加人数は、業務の種類も多いため20人程度として頂きたいです。	いただいたご意見を踏まえて、検討させていただきます。
271	様式集及び記載要領	5	I	3	(3)		様式6ー1	この様式の構成企業及び協力企業の情報（所在地、代表者職氏名）は、本社情報に限られますでしょうか。あるいは、貴市の入札参加資格者名簿に届け出している委任先の支店・営業所の情報と一致させる必要がありますでしょうか。	どちらでも差し支えありません。なお、募集要項において、各業務にあたる企業の要件として、安芸市入札参加資格者名簿への登録が求められている企業については、当該名簿に登録されている内容と一致するよう記載してください。
272	様式集及び記載要領	5	I	3	(3)		様式6ー1	構成企業や協力企業の入札手続きを、貴市の入札参加資格者名簿に届け出している委任先の支店・営業所の情報にて行いたい場合、企業の代表取締役から、支店長や営業所長への委状のような様式を提出する必要があるのでしょうか。（様式6ー1及び様式10の情報・押印者に関わってくると考えております。）	提出書類について、すでに本市の入札参加資格者名簿に届け出している支店・営業所の名義で提出する場合は、当該支店・営業所の代表者名で記名押印されている限り、委任状の提出は不要です。
273	様式集及び記載要領	5	II	3	(5)	イ	連結決算について	弊社は、連結決算の貸借対照表及び損益計算書を作成しておりませんが、親会社の連結決算に含まれておりますので親会社の連結貸借対照表、連結損益計算書の提出が必要でしょうか。また、提出が必要な場合は、膨大なページ数になりますので抜粋でもよろしいでしょうか。	貴社自らが連結決算の貸借対照表及び損益計算書を作成しておらず、貴社の親会社が連結貸借対照表等を作成している場合には、貴社と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者が確認できる部分を抜粋して提出していただくことでも差し支えありません。
274	様式集及び記載要領	5	II	3	(5)	ウ	現在事項全部証明書について	現在事項全部証明書に記載の内容はすべて記載されておりますので、履歴事項全部証明書の提出でもよろしいでしょうか。	履歴事項全部証明書の提出でも差し支えありません。
275	様式集及び記載要領	5	II	3	(5)	エ	法人税及び消費税について	「表 2_提出書類の部数及び提出方法」に記載がありますとおり「その3の3」を提出いたしますが、電子交付版を出力したものでよろしいでしょうか。	電子交付版の提出でも問題ございません。
276	様式集及び記載要領	6	II	3	(3)		様式6-2 委任状（復代理人）	様式6-2は例えば委任者に代表企業の代表取締役、受任者に窓口となる担当者を記入するイメージでしょうか。 どのような場合、復代理人へ委任する必要があるのか、想定がございましたらご教示ください。	様式6-2が必要となる例として、代表企業の代表取締役が応募書類の記名・押印者となる場合において、実際の手続を支店長等に行わせる際に提出いただくことを想定しています。
277	様式集及び記載要領	7	II	5	(2)		（2） 応募グループ 構成員変更願	新たに入る応募グループの構成員は様式10の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の「新たに入る応募グループの構成員」の趣旨を分かりかねますが、応募グループを構成するすべての企業が提出する必要があります。
278	様式集及び記載要領	8	II	6			表1 事業提案書に係る様式一覧	設計・施工工程に関して、必要に応じ、見やすさ及びわかりやすさを考慮し、A3用紙にて提出させていただくことは可能でしょうか。	ご質問の「設計・施工工程」が具体的にどの様式を指しているのかが定かではありませんが、「表 1_事業提案書に係る様式一覧」に定める用紙サイズによりご提出ください。
279	様式集及び記載要領	8	II	6	(7)		基準金利	募集要項では、提案時の基準金利として東京スワップレートを用いることとされていますが、当該レートは一般に広く公開されている情報ではなく、閲覧できる事業者が限定されます。提案者間の公平性を確保する観点から提案時に採用すべき基準金利（数値）を明確にご提示下さい。	No. 248への回答を参照してください。
280	様式集及び記載要領	10	III	1			書式等	参加表明書等について、各様式は片面印刷とさせていただきますが、様式8や、様式9-1～9-8の添付書類も片面印刷とする必要がありますでしょうか。	所定様式の添付書類については、片面・両面印刷のいずれでも構いません。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
281	様式集及び記載要領	10	Ⅲ	1			正本における企業名	正本のみに企業名を記載し、とありますが、企業記号等で企業名を伏せて作成した副本の先頭に企業名対照表を付すことでもよろしいでしょうか。 企業名を記載することで正本と副本で文字数の相違が生じ、レイアウトが異なってしまう可能性があります。	企業名対照表を付すのではなく、正本には企業名を記載してください。市としては、企業名の表記方法の違いにより正本と副本でレイアウトが異なることは問題ありません。なお、事業者においてレイアウトの統一を図る場合は、副本について企業名を同数の文字列に置き換えるなど、適宜工夫のうえ作成してください。
282	様式集及び記載要領	10	Ⅲ	3			CD-Rへの格納	DVD-Rでもよろしいでしょうか。	DVD-Rによる提出も認めます。
283	様式集及び記載要領	10	Ⅲ	4			提出方法	原本はA4サイズで出力することとありますが、パンフレットや図面等を提出する場合、A4サイズに縮小して提出すればよいという認識でよろしいでしょうか。	参加表明書等（様式4～10）に関するご質問と理解しました。 ご理解のとおり、基本的にはA4サイズに縮小してご提出ください。ただし、縮小により文字や図面等が判読しにくくなる場合は、A3サイズで出力し、A4サイズに折り畳んで提出してください。
284	様式集及び記載要領	11	Ⅲ	3		表2	CD-Rのデータ	参加表明書は正本も副本をCD-Rに格納とありますが、正本と副本は同一内容です。	ご指摘のとおり電子データについては、正本/副本で同一内容となります。これに関連し、様式集及び記載要領の文言を修正します。
285	様式集及び記載要領	11	Ⅲ	4			提出方法 表2_提出書類の部数および提出方法	様式4～10における正本/副本の違いとは、押印原本か、その写しかの違いでしょうか。	紙媒体で提出する正本及び副本については、ご理解のとおりです。 電子データについては、正本/副本で同一内容となります。これに関連し、様式集及び記載要領の文言を修正します。
286	様式集及び記載要領	11	Ⅲ	4			提出方法 表2_提出書類の部数および提出方法	CD-Rに保存する様式4～10の正本/副本のデータは、何が異なるのでしょうか。 （募集要項P13の9行目に記載のように、原本のデータを保存すればよろしいでしょうか。）	No. 285への回答を参照してください。
287	様式集及び記載要領	11	表2	提出書類 様式4～10			CD-Rについて	「参加表明書及び参加資格確認に必要な書類」について、提出するデータは全てPDFでよろしいでしょうか。	様式集及び記載要領p. 10「3. 書式等」を参照してください。
288	様式集及び記載要領	18					様式4-2 参加表明書	応募グループ名には企業名が入っても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	問題ございません。
289	様式集及び記載要領	19	様式5				グループ構成表	複数業務を担当する企業はグループ内での役割に複数の業務名を記載することでよろしいでしょうか。	問題ございません。
290	様式集及び記載要領	23	様式8				登記簿謄本	提出する登記簿謄本は写しでもよろしいでしょうか	問題ございませんが、発行日から3カ月以内のものに限ります。
291	様式集及び記載要領	30					様式9-3 応募者等の資格要件確認書（建設企業）	添付書類④で、⑦の内容が網羅されている場合は⑦の提出は不要とさせていただいてもよろしいでしょうか。	添付書類④により添付書類⑦の内容が確認できる場合は、添付書類⑦を別途提出する必要はありません。ただし、添付書類⑦のチェック欄にもチェックを付すとともに、「添付書類④を参照」等、参照先が分かるよう注記してください。
292	様式集及び記載要領	35	様式9-5				添付資料	設計工事監理業務を請け負う企業が設計・工事監理の実績書類を様式9-2に添付する場合、様式9-5への添付は省略してもよろしいでしょうか	様式9-2に添付した実績書類が、様式9-5に係る実績書類を兼ねることができる場合は、様式9-5への添付を省略して差し支えありません。ただし、様式9-5の該当するチェック欄にチェックを付すとともに、「様式9-2の添付書類を参照」等、参照先が分かるよう注記してください。
293	様式集及び記載要領	39					様式9-8	代表企業を支援し、統括マネジメント業務の一部のみを担う企業が「その他企業（統括マネジメント業務支援）」として様式9-8を提出する場合、添付書類は、様式9-1に準じて、①を提出すればよろしいでしょうか。（②は不要。）	ご理解のとおりです。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
294	様式集及び記載要領	54					様式17 地域貢献	「〈記載上の留意点〉※地元企業への発注のうち、安芸市内に本社又は本店を有する企業への発注金額についてもわかりやすく記載すること。」とのことですが、安芸市内に本社又は本店を有する企業への発注は、高知県内に本社又は本店を有する企業への発注以上に評価いただけるという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定基準「別表 内容審査に係る評価項目及び評価の主な視点」に記載の「地元企業」とは、高知県内に本社又は本店を有する企業を指します。したがって、安芸市内に本社又は本店を有する企業であることのみをもって、県内他地域の企業よりも高い評価を行うものではありません。
295	様式集及び記載要領	84					様式21-3 施設整備費内訳書	年度毎の出来高まで内訳毎に記載することになっておりますが、出来高の内訳はあくまでも目安であり、詳細な金額の想定は困難です。事業提案書提出時点では目安とさせていただきますようお願いいたします。	年度別の内訳については、将来の出来高及び支払計画の見込みを示すものであり、事業の進捗や設計内容の具体化に伴い、変更が生じることを想定しています。 一方で、事業提案書の他の様式に記載する事業スケジュール、資金計画その他提案内容との整合を図るとともに、提案時点で想定し得る条件を踏まえ、可能な限り実現性の高い計画として作成してください。
296	資料 7_安芸市民図書館 資料方針・資料収集基準	1～3	I	1、2、4	C、D		地域資料・高知県関係資料の移転時取扱い	資料7では、高知県関係資料の収集・保存、資料の更新・書庫入れ基準及び不用図書・除籍図書決定の基準が示されています。新館移転時に、地域資料・高知県関係資料について特別な取扱いを要する資料がある場合は、対象資料の範囲、移転時の取扱水準及び費用負担区分を示してください。	新館移転に伴う特別な取扱いを要する資料の範囲、移転時の取扱水準及び費用負担区分については、現在、所蔵資料の確認・整理を行っているところであり、整理後に公表します。
297	その他開示資料			2	(2)		資料8_安芸公民館長の業務及び職務一覧	2 (2)に「各種事業の実施」とありますが、過去 5 年間の各種事業の実績を開示願います。	No. 144 への回答を参照してください。
298	その他開示資料						【資料8】 1-（2） 「公民館」の使用許可	資料8の 1 において「使用許可」を行うとありますが、その対象はコミュニティ施設のみということでしょうか。またコミュニティ施設の貸館はすべて公民館長名で許可がなされるということでしょうか。その場合、本施設においては、コミュニティ施設の許可者（公民館長）と、文化ホールの許可者（例：全体の館長または文化ホール責任者）が分かれ、申請・許可が別々に行われるということでしょうか。	「資料8 安芸公民館長 業務一覧」における「使用の許可」については、公民館業務として位置付けられる事業及び利用に関するものを想定しており、全てのコミュニティ施設利用に係る許可を公民館長が行うことを求めるものではありません。 また、コミュニティ施設の使用に係る許可はコミュニティ施設運営責任者が、文化ホールの使用に係る許可は文化ホール運営責任者が、それぞれ担うことを想定しています。
299	その他開示資料						【資料8】 1-(3) 料金表	(料金表は別紙参照。)とありますが、「別紙」をご教示ください。	ご指摘の「別紙」は、安芸市民会館条例の料金表を示しています。 現施設の利用料金については、No. 135 への回答を参照してください。
300	その他開示資料						【資料8】 1-(4) 「公民館」の使用状況報告	この報告対象はコミュニティ施設のカテゴリに属する施設のみということでしょうか。また、その場合、コミュニティ施設の使用状況のみ、公民館長名にて他の施設の状況報告と別に行うということでしょうか。	公民館の使用状況に関する報告対象は、コミュニティ施設の利用実績のうち、公民館業務として位置付けられる事業及び利用に関するものを想定しています。 なお、報告方法については、公民館機能の適正な運営状況を確認できるよう、複合交流施設における営利事業等と明確に区分して整理することを想定していますが、その詳細については、市と事業者との協議により決定するものとします。
301	その他開示資料						【資料8】 5-(2) トイレットペーパー等の補充・保管	(安芸公民館で一括保管)とありますが、市内の公民館のトイレットペーパー等の保管を本施設で行うのでしょうか。またその調達経費はどこまで事業範囲に含んでいるのでしょうか。	市内の公民館で使用するトイレットペーパー等の消耗品については、本施設での一括保管を想定しておらず、本事業の調達範囲にも含んでいません。各施設において必要に応じて管理・調達を行うものとします。
302	その他開示資料						【資料8】 など 中央公民館としての役割の確認	条例及び資料8からは読み取りきれませんでしたが、安芸公民館は中央公民館としての役割を担われているものと思料します。「安芸公民館」単体の運営だけでなく、市全域の公民館をとりまとめる「中央公民館」としての役割も事業範囲に含まれるのでしょうか。	安芸公民館は、条例上の中央公民館として位置付けられているものではありませんが、市内公民館に関する連絡調整や情報共有等を行うなど、中心的な役割も担っています。 一方で、本事業の対象範囲は、安芸公民館の管理運営に関する業務であり、市内各公民館の運営全般を統括する中央公民館機能を含むものではありません。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
303	その他開示資料						資料10 旧市役所庁舎図面	令和8年7月3日に公表された資料10_旧市庁舎庁舎図面ではに市庁舎、東庁舎、北庁舎、北庁舎別館および地域包括支援センターの平面図はありますが、杭や基礎等に関する資料は公表されていません。 要求水準書〈案〉では既存施設の解体・撤去工事業務では地中埋設物も含めて全て解体・撤去することを原則とする。との記載がありますが、公表資料のみでは地中埋設物の状況の確認ができず、正確な数量算出および工事費概算が難しいと考えます。 つきましては、事業提案書提出段階での既存施設の解体・撤去工事業務は公表されている旧市庁舎庁舎の土間および上屋の解体・撤去工事費と考えてよろしいでしょうか。	No. 111への回答を参照してください。
304	資料13_図書館における収支・利用者情報等（R5-7）	1～2	図書館	歳出／蔵書冊数／その他	歳出項目／逐次刊行物／視聴覚資料等		開館後の資料購入費	資料13に図書館の歳出情報は示されていますが、開館後の年間資料購入費、MARC・装備費、逐次刊行物・視聴覚資料・電子資料等の費用がサービス対価に含まれるか、また、数量や予算額等の想定があれば示してください。	開館後の年間資料購入費、MARC・装備費、逐次刊行物・視聴覚資料・電子資料等に係る費用については、基本的にサービス対価に含むことを想定しています。 ただし、具体的な費用の範囲、数量及び予算額等については、現在、事業内容やサービス水準等を踏まえて調整・検討中であり、現時点では確定していません。
305	資料13_図書館における収支・利用者情報等（R5-7）	2	図書館	蔵書冊数	備考	②	新館開館時の図書更新	資料13では、開架冊数を約5万冊とし、そのうち約4万5千冊を既存資料の移転、約5千冊を新規購入により整備することが示されています。一方、実施方針及びこれに関する質問・意見等への回答では、開架約7万冊、閉架約2万冊とされていましたが、要求水準書では閉架資料を含む蔵書構成及び移転対象冊数が明確に示されていません。以下について想定があればお示ください。 ①新規購入を予定する約5千冊について、市が想定している資料購入費の予算額又は事業費算定上の想定額 ②既存の閉架資料約2万冊のうち、新施設へ移転する資料の想定冊数及び移転しない資料の取扱いについて	① 新規購入を予定する約5千冊に係る資料購入費については、現時点では具体的な予算額又は事業費算定上の想定額を確定しておらず、現在調整中です。今後、資料構成や購入内容等を踏まえて整理することとしております。 ② 既存の閉架資料については、当初、約2万冊を想定していましたが、現在の図書館の蔵書を精査する中で、資料の利用状況や状態、保存の必要性等を踏まえ、約3万冊の閉架を想定しています。このため、要求水準書についても、閉架資料の収蔵冊数を更新する予定です。 なお、新施設へ移転する資料の具体的な冊数及び資料については、今後、利用状況や保存の必要性等を踏まえて整理をすることとしており、それに伴い移転しない資料についても、保存・除籍等を含め、その取扱いを検討します。
306	資料13_図書館における収支・利用者情報等（R5-7）	2	図書館	蔵書冊数			蔵書冊数	書架数量、配置及び各部門のゾーニングを検討するため、現図書館の蔵書について、一般書、児童書、郷土資料、参考図書その他の資料区分別及び日本十進分類法（NDC）別の蔵書冊数を示してください。 あわせて、新施設への移転対象資料、新規購入予定資料及び移転に伴う除籍・廃棄予定資料についても、それぞれ資料区分別及びNDC別の想定冊数を示してください。 なお、現時点で詳細な内訳を示すことが困難な場合は、書架計画及びゾーニングの前提として用いることのできる想定構成比又は参考値を示してください。	別途「資料30_蔵書分類別」として公表しますので、ご参照ください。 新施設への移転対象資料、新規購入予定資料及び移転に伴う除籍・廃棄予定資料については、今後、蔵書の利用状況や資料の状態、重複状況等を確認しながら整理していくことを想定しており、現時点では、資料区分別・NDC別の具体的な冊数や構成比は確定していません。 このため、現段階では特定の想定構成比を設定するのではなく、別添の現蔵書の構成を一つの参考としていただき、新施設における蔵書のあり方や将来的な資料構成も踏まえ、書架数量、配置及び各部門のゾーニングについて、事業者の専門的な知見・経験を活かした提案をいただきたいと考えています。
307	その他開示資料						【資料15】	市が撤去するものを除いた、残置される什器・備品一覧というのはご教示いただけるのでしょうか。	市が撤去・処分するものを除いた、残置される什器・備品の一覧に関する情報を別途開示する予定はありません。なお、既存施設内の什器・備品その他建物に固着していない残置物については、全て市において撤去及び処分を行います。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
308	その他開示資料						【資料16】 ピアノの経年について	別紙2にあるピアノ2台の調達年度はいつでしょうか。また型番をご教示ください。	・市民会館グランドピアノ 対象物はヤマハCFシリーズであり、製造時期は1970年頃です。なお、詳細な製造年月については確認できず、不明です。 ・女性の家アップライトピアノ 対象物はヤマハU30BIシリーズであり、製造時期は1987年頃です。なお、詳細な製造年月については確認できず、不明です。
309	資料16_現図書館の情報システムに係る仕様書(参考)	1～3	5、6	(1) クラウドサービスの定義／(1) 調達物品	④サービスの更新費用・再構築費用等は不要／調達物品		システム・機器の更新	資料16では、クラウドサービスの更新費用・再構築費用等は不要であるものとされていますが、事業期間中の業務端末、OPAC、プリンタ、バーコードリーダー、蔵書点検機器等の機器更新について、更新時期・回数の想定があれば示してください。	業務端末、OPAC、プリンタ、バーコードリーダー、蔵書点検機器等の機器更新については、現時点で具体的な更新時期及び回数の想定はありません。事業期間中の機器更新については、機器の性能、保守状況、運用状況等を踏まえ、事業者の最良の提案に基づき、適切に実施するものとします。
310	その他開示資料	7					資料17_事業者において調達・設置する什器備品リスト 【7_14更新】 ■事業者において調達・設置する什器備品リスト	出張所機能の品目にパソコンとありますが、これは利用者（市民）が利用するパソコンという理解でよろしいでしょうか。また、その際の利用目的をご教示ください。	出張所で使用するパソコンは、職員業務用と市民がマイナポータル利用時に使用するためとなっています。これらパソコンについては、システム導入の観点から、本市が配置することとし、事業者側での調達は不要とします。
311	その他開示資料	7					資料17_事業者において調達・設置する什器備品リスト 【7_14更新】 ■事業者において調達・設置する什器備品リスト	出張所機能の品目に複合機とありますが、これは市民（利用者用）の複合機でしょうか。	業務用として職員が使用する目的とします。事業者側での調達・設置を見込んでいます。
312	その他開示資料	7					資料17_事業者において調達・設置する什器備品リスト 【7_14更新】 ■事業者において調達・設置する什器備品リスト	出張所機能の品目に諸室の配置に応じた必要な備品・物品等とありますが、諸室とは具体的にどのような部屋を指示すのかご教示ください。	出張所機能専用の事務室を指しています。
313	その他開示資料	9					資料17_事業者において調達・設置する什器備品リスト 【7_14更新】 別添1 舞台関連	仮設舞台ユニット、仮設花道、松羽目・竹羽目、バレエシート（黒とグレー）は、それぞれ現市民会館でも備品として所有していますでしょうか。また、それらを年何回ぐらい利用した実績があったかをご教示ください。	仮設舞台ユニット、仮設花道、松羽目・竹羽目及びバレエシート（黒・グレー）については、現市民会館では保有しておらず、利用実績もありません。

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
314	その他開示資料	12					資料17_事業者において調達・設置する什器備品リスト【7_14更新】 別添2 既存施設から複合交流施設に移設する什器・備品について	①グランドピアノの型番と製造年数を教えてください。	No. 308への回答を参照してください。
315	その他開示資料	12					資料17_事業者において調達・設置する什器備品リスト【7_14更新】 別添2 既存施設から複合交流施設に移設する什器・備品について	②アップライトピアノの型番と製造年数を教えてください。	No. 308への回答を参照してください。
316	その他開示資料	6	資料17	コミュニティ機能	小ホール		資料17_事業者において調達・設置する什器備品リスト	両者は同一用途の備品として重複するものか、または用途・仕様が異なる別個の備品として整備が必要なものか ご確認をお願いします。	ご質問における「両者」がどの備品を指しているのが明確ではないため、現時点では回答いたしかねます。対象となる備品名を明記のうえ、個別対話において改めてご質問ください。
317	その他開示資料	9	資料17	舞台関連	仮設舞台	仮設舞台ユニット	可動ステージ構築	本仮設ステージの使用を想定している場所（大ホール／小ホール／交流スペース等）および、具体的な構成・寸法・連結方法・耐荷重等の仕様についてご教示願います。	仮設舞台ユニットについては、主として文化ホールの舞台上での使用（例えば、演奏会や講演会等において舞台の一部をかさ上げして視認性を高める場合や、合唱団・吹奏楽団のためにひな壇状のステージを設置する場合等）を想定しています。 一方で、小ホール、交流スペースその他の諸室における活用を妨げるものではなく、利用形態及び運営方法を踏まえた具体的な仕様については、事業者の提案によるものとします。
318	その他開示資料	9	資料17	舞台関連	仮設舞台	仮設花道	歌舞伎・和物演出	仮設花道は特定の演目（歌舞伎等）に限定される特殊備品であり、収納スペース・設置人員・安全管理等の負担が大きいため、必須備品か任意備品かを明確化いただきたく存じます。	資料17に記載の什器備品は必須とします。
319	その他開示資料	9-11	資料17	舞台関連			備品数量	記載数量は最低要求か、事業者裁量で増減可能でしょうか？	数量が明記されている備品については、当該数量を最低限満たすべき水準とします。
320	その他開示資料	10	資料17	舞台関連	音響		移動式の音響反射板	常設反響板の整備予定がある場合、移動式反射板は補助設備として扱うのか、または代替設備として必須整備なのか明確化いただきたい。	音響反射板は、観客及び演奏者双方の音響並びに音響反射板を使用しない催事時の音響に配慮したものとし、その形式、収納方法及び移動方法については、要求水準書（案）に示す利用形態及び求める機能・性能を満たすことを前提として、事業者の提案によるものとします。これに関連し、要求水準書（案）の文言を修正します。